

生命保険会社の資産運用を通じた 「株式市場の活性化」と「持続可能な社会の実現」 に向けた取組について

2019年4月 生命保険協会

1. 生保資産運用が果たしてきた社会的な役割

2. これまでの生命保険協会の取組（スチュワードシップ活動）

- ・ 株式市場の活性化に向けた提言活動

3. 2018年度の生命保険協会の取組（スチュワードシップ活動・ESG投融資）

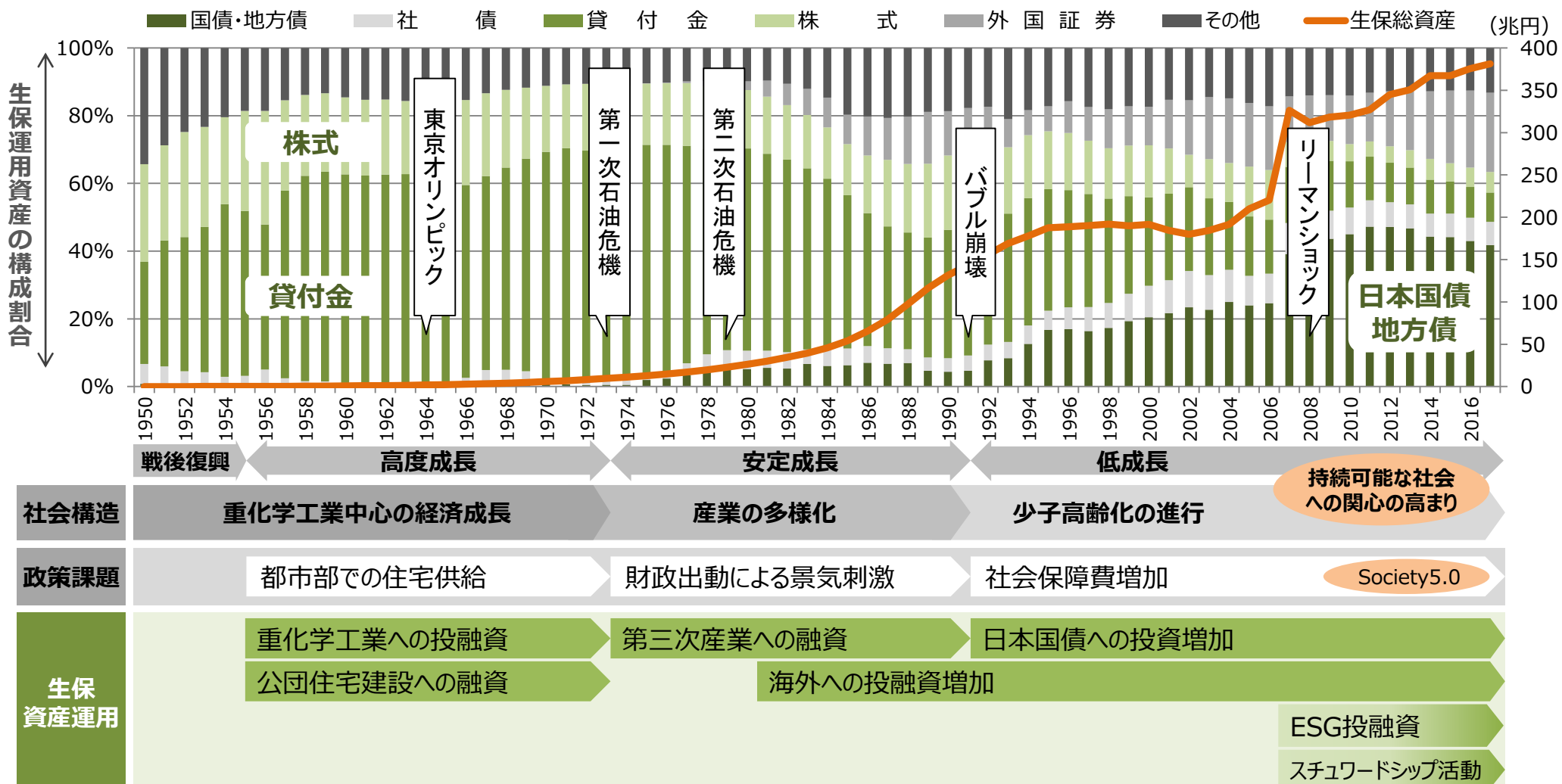
- （1） 各社の取組・態勢のレベルアップ
- （2） 集团的エンゲージメントの実施
- （3） ESG投融資ガイドラインの策定
- （4） 企業・投資家・政府向け提言

1. 生保資産運用が果たしてきた社会的な役割

- 生命保険会社は、長期資金の供給を通じて社会の大きな構造転換を支え、日本経済の成長に貢献。
- 近年、ESG投融資やスチュワードシップ活動を通じた、持続可能な社会の実現に向けた役割も増大している。

生保の資産運用・社会的役割の変遷

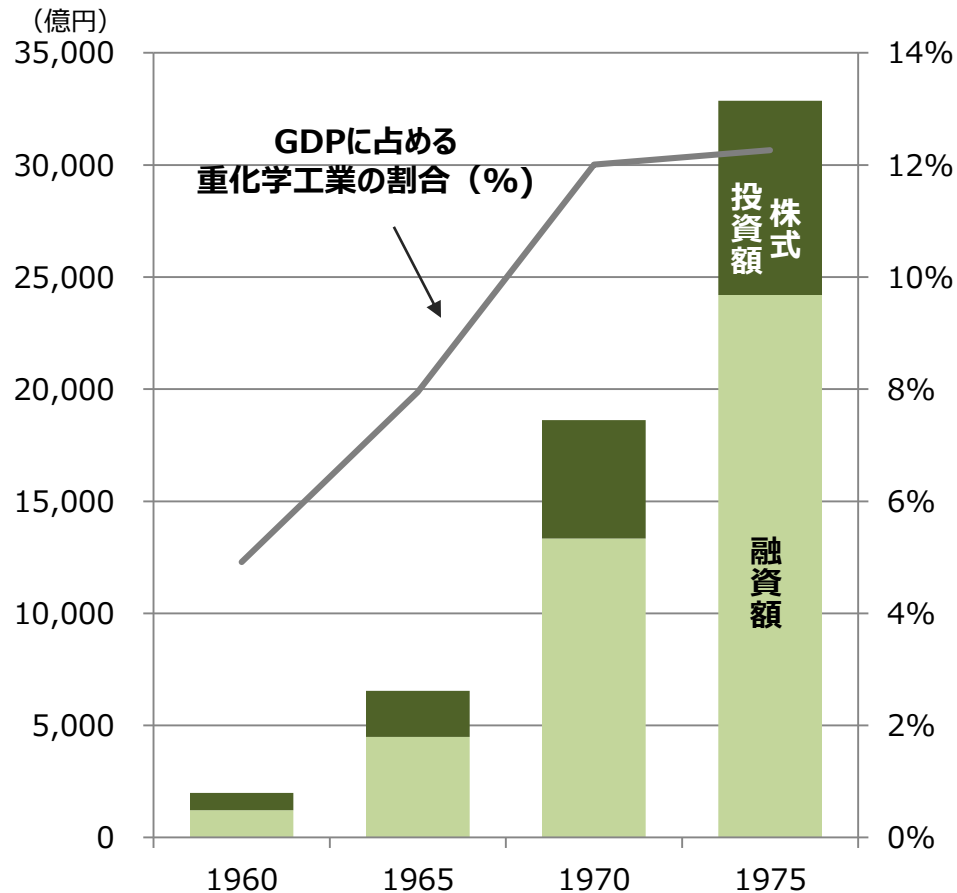
(出所) 生命保険協会統計資料 (注) 2007年以降かんぽ生命含む



融資・株式投資を通じて、重工業中心の経済成長に貢献

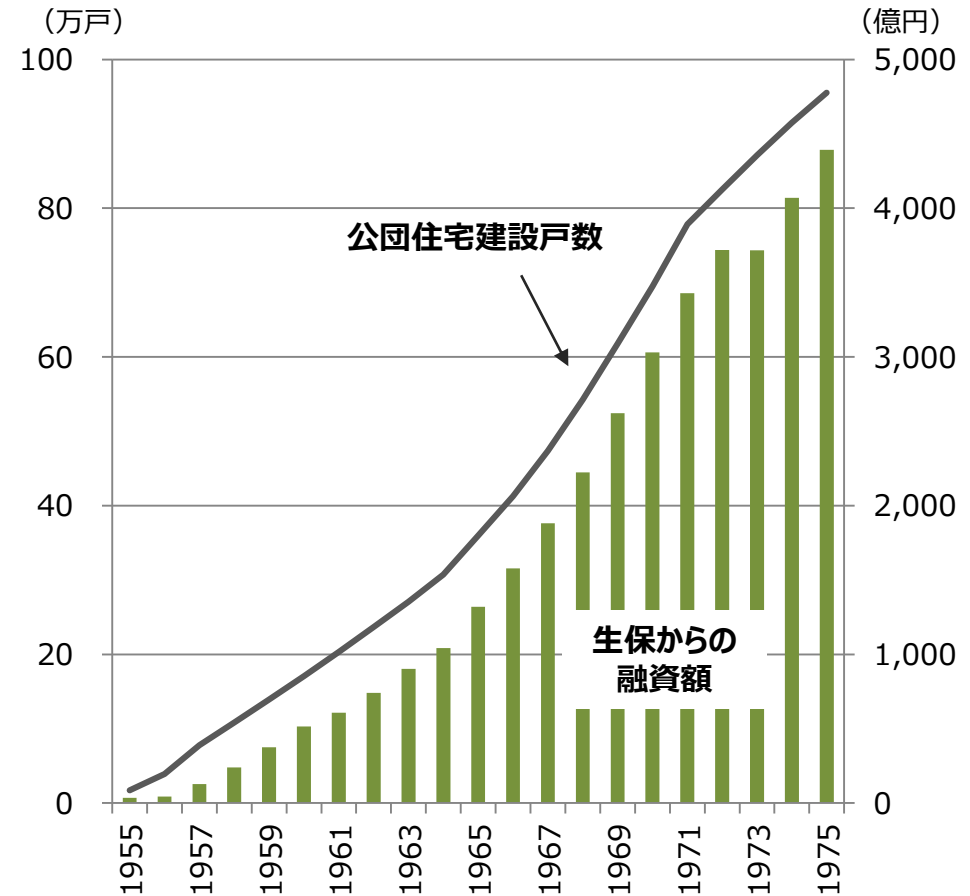
- 1950年代～1970年代初めの高度成長期は、重化学工業など当時の重点産業に対して長期貸付や株式取得を通じた資金供給を行い、日本の経済発展に貢献。
- 都市圏への急速な人口流入により公団住宅が大幅に増加し、生保は資金供給を通じて公団住宅建設に貢献。

重化学工業への資金供給拡大



(出所) 内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算確報」

住宅公団への資金供給拡大



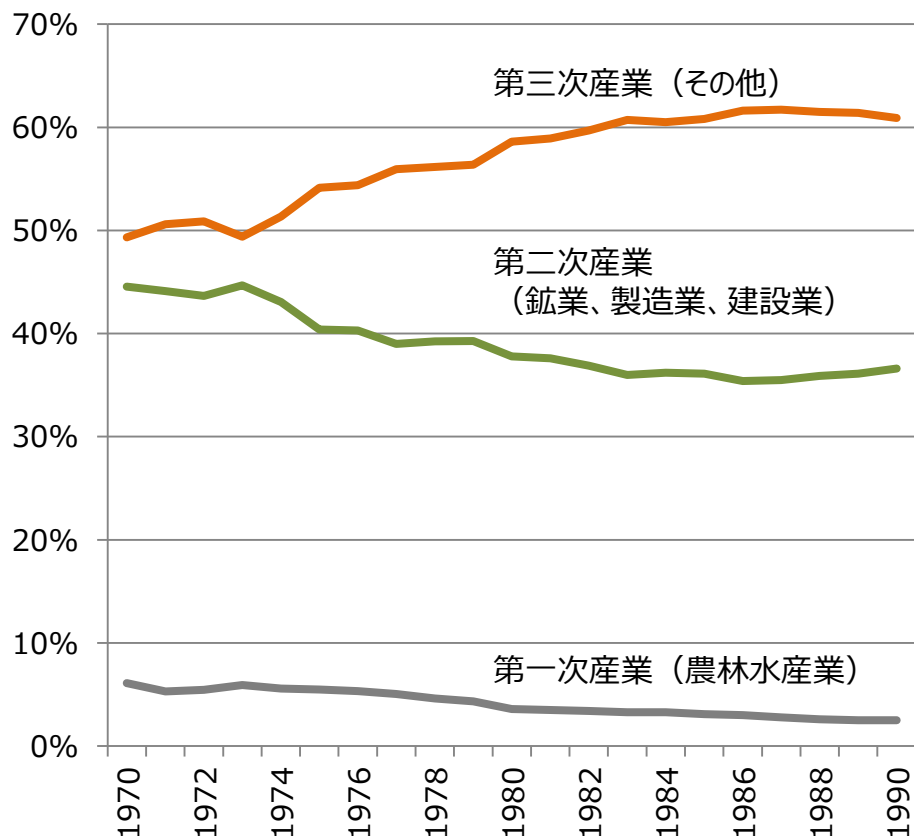
(出所) 日本住宅公団「日本住宅公団史」

多様な産業への投融資を通じて、第三次産業の発展に貢献

- 石油危機後から1990年頃までの安定成長期に第三次産業中心の産業構造に変化し、産業が多様化。
- 融資先の企業の業種も多様化し、幅広い産業の発展を支える役割を担った。

第三次産業の成長

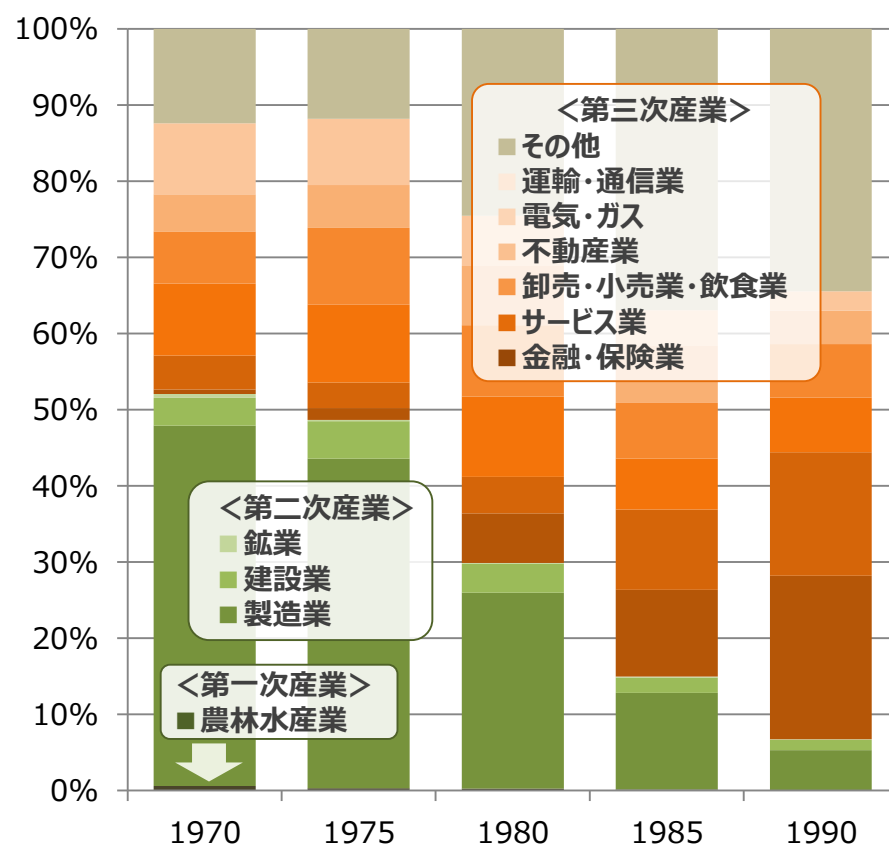
＜産業区分別GDP構成比＞



（出所）内閣府「国民経済計算」

融資先企業の多様化

＜生保融資額の産業区分別構成比＞

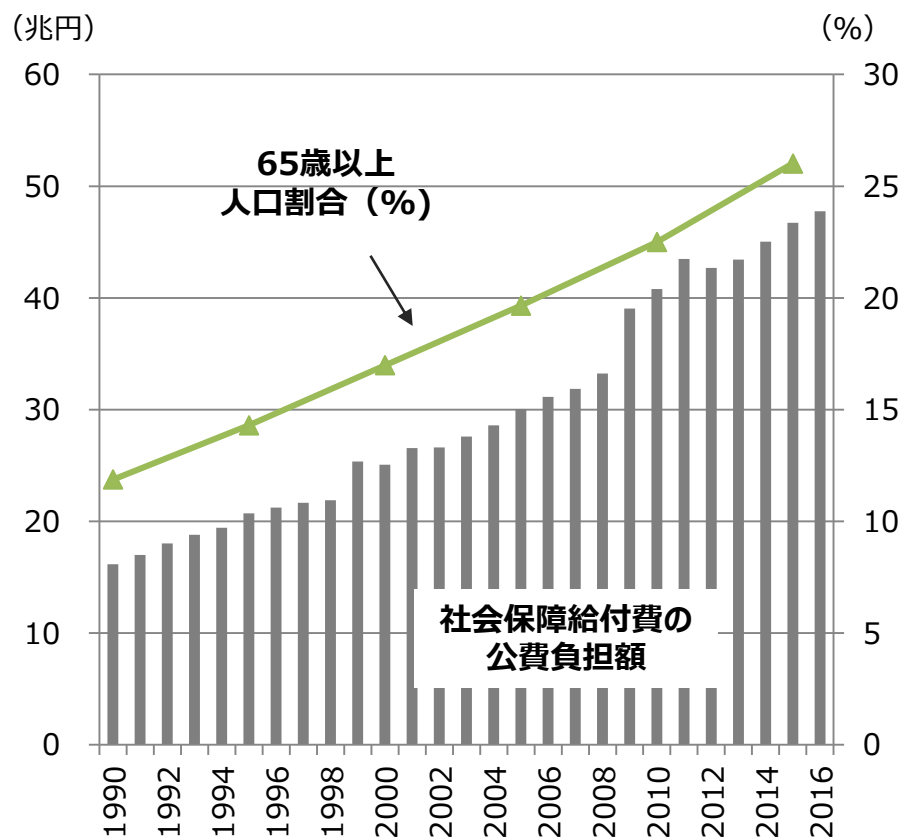


（出所）生命保険協会統計資料

国債投資を通じて、高齢化社会移行に伴う財政負担を下支え

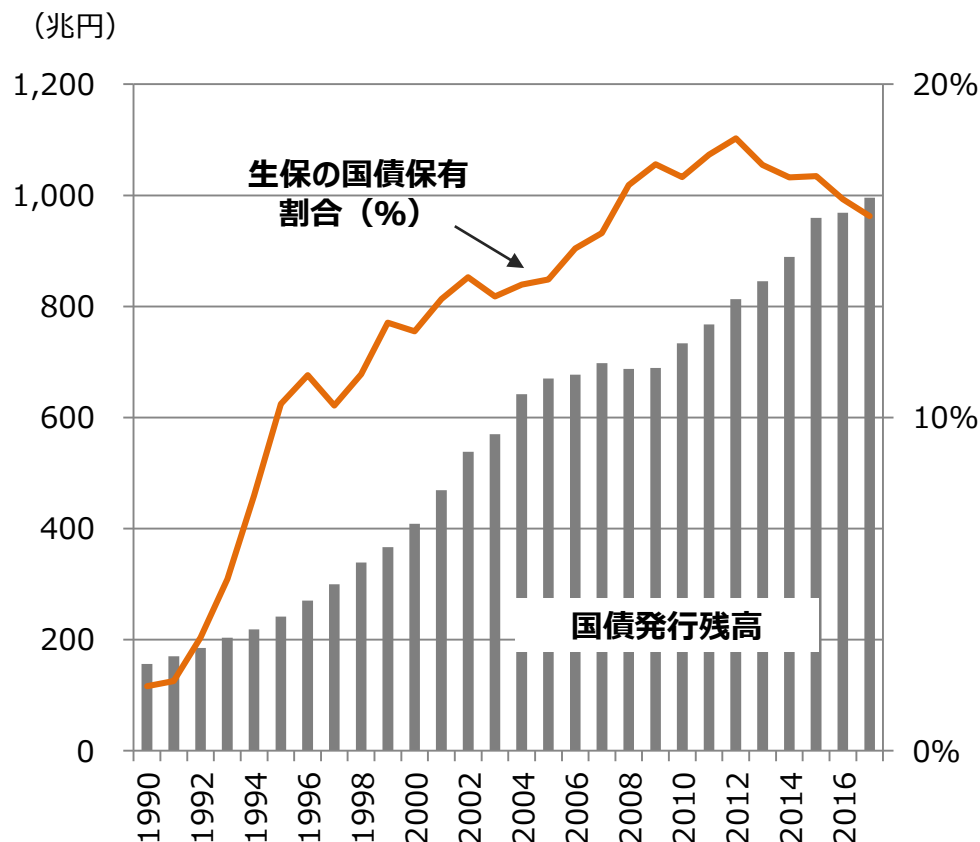
- 高齢化の進展により社会保障費の公費負担額が増大したこと等に伴い、国債残高が増加。
- 生保は1990年代後半から現在にかけて国債中心の運用を行い、日本の財政を支える役割を担っている。

高齢化進行と社会保障費の公費負担増大



(出所) 社会保障財源：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」,
65歳以上人口：United Nations, "World Population Prospects"
(注) 社会保障給付費は、保険料（個人・事業者拠出）と公費負担（国債・税）等で賄われる。

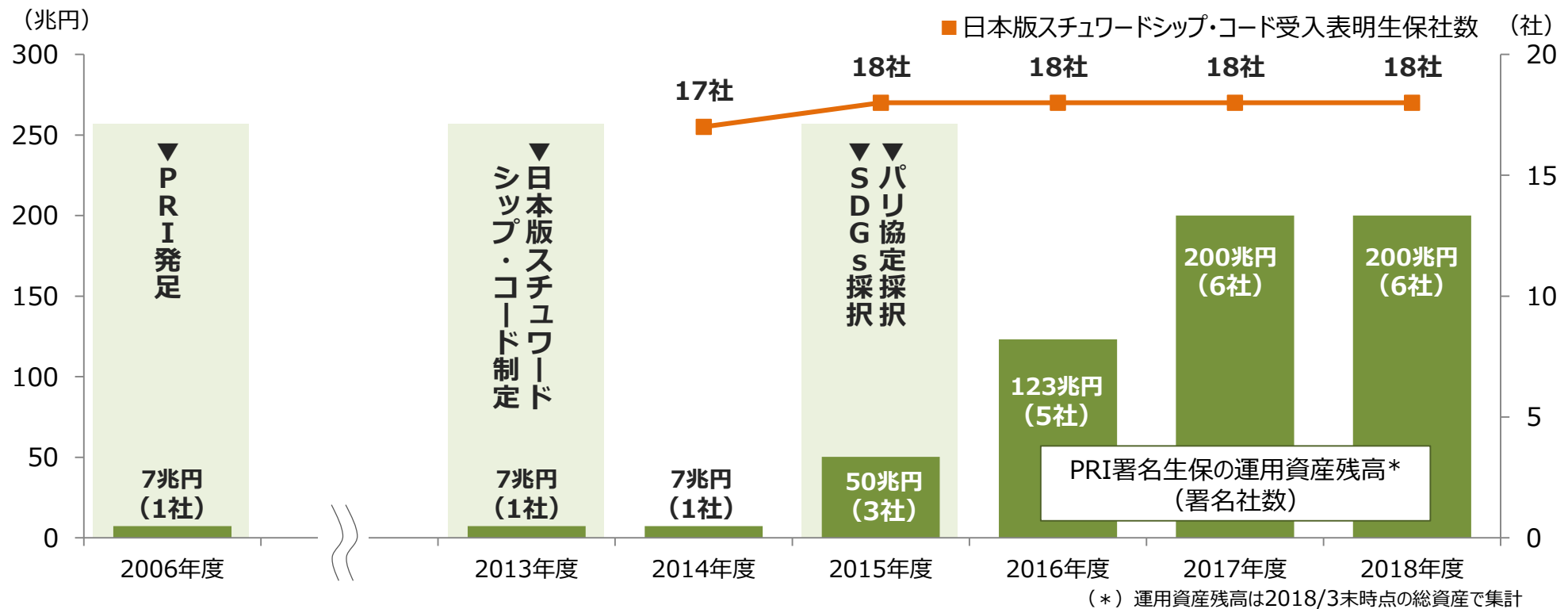
国債残高と生保の国債保有割合の増加



(出所) 日本銀行「資金循環統計」
(注) 国債は財投債を含む。

ESG投融資等を通じて、持続可能な社会の実現に貢献

- 国連責任投資原則（PRI）の発足、日本版スチュワードシップ・コードの制定等、機関投資家に対する社会的要請が国内外で高まっている。
- 生保も、PRIへの署名やスチュワードシップ・コードの受入を通じ、ESG投融資やスチュワードシップ活動の強化を図り、持続可能な社会の実現に貢献。



国連責任投資原則（PRI）	ESG投融資のグローバルスタンダード。世界で2,000を超える金融機関等が署名。
日本版スチュワードシップ・コード	「責任ある機関投資家」として、スチュワードシップ責任を果たすことを促す原則。
持続可能な開発目標（SDGs）	国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に盛り込まれた17の目標
パリ協定	「国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）」で合意された、気候変動問題に関する国際的な枠組み

1. 生保資産運用が果たしてきた社会的な役割

2. これまでの生命保険協会の取組（スチュワードシップ活動）

- ・ 株式市場の活性化に向けた提言活動

3. 2018年度の生命保険協会の取組（スチュワードシップ活動・ESG投融資）

- （1） 各社の取組・態勢のレベルアップ
- （2） 集团的エンゲージメントの実施
- （3） ESG投融資ガイドラインの策定
- （4） 企業・投資家・政府向け提言

2. これまでの生命保険協会の取組

- 1974年から、継続的に企業・投資家・政府に対する提言活動を実施し、株式市場の制度整備や、企業の持続的成長に向けた取組を促すことで、株式市場の活性化に貢献。

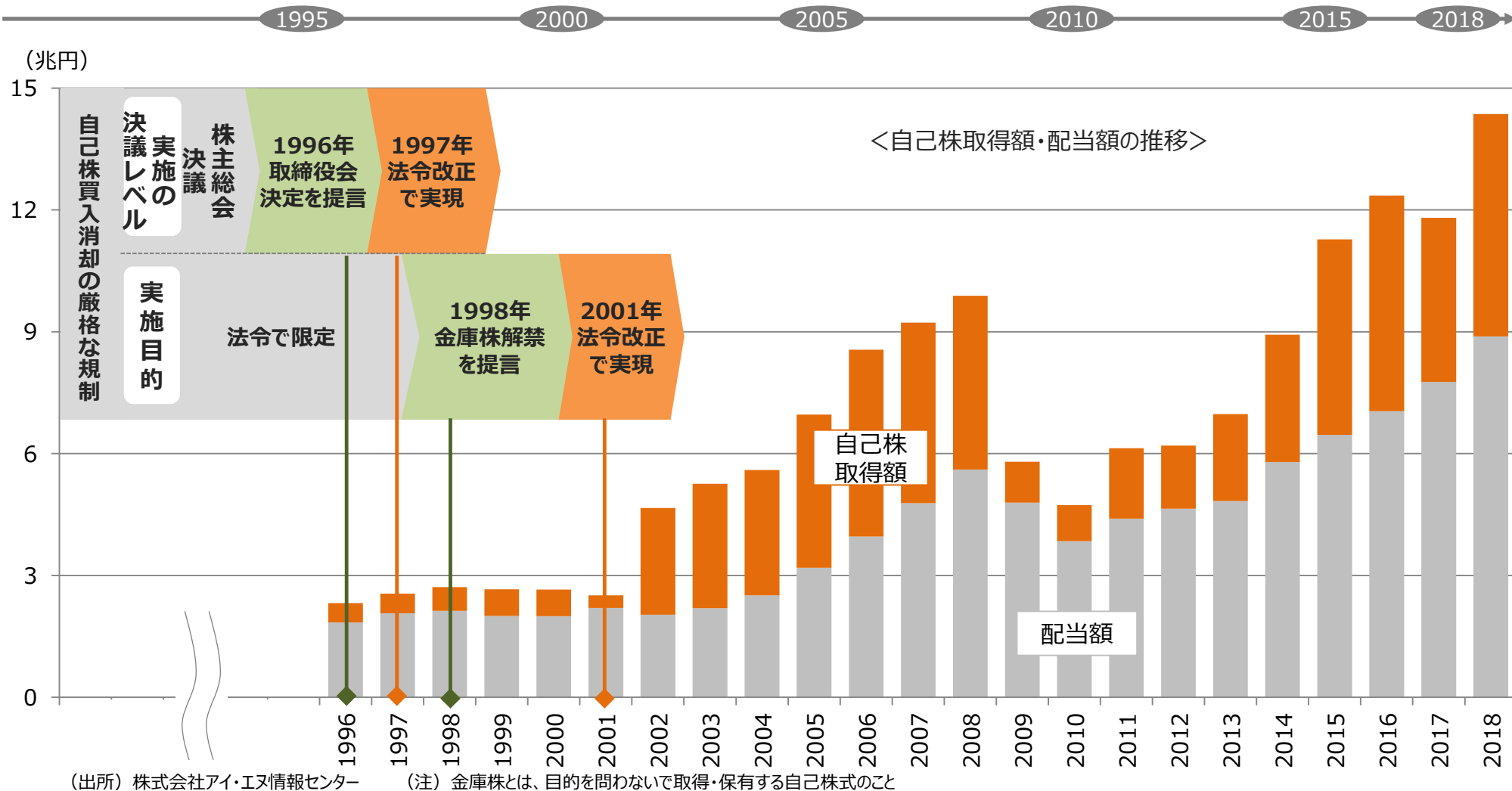
テーマ				提言先	主な提言内容
1974	株主還元	コーポレートガバナンス	企業	企業	・ 簿価発行から時価発行への移行期における株主還元の確保
政府				・ 時価発行制度の改善（公募価格のディスカウント率縮小等）	
			企業	・ 株主配当による利益還元の充実	
・ ROE目標設定と水準向上					
政府		・ 利益還元方法として、自己株取得の促進			
		・ スtockオプション制度の普及に向けた制度整備			
1990		企業	・ 株主還元の一層の向上、株主還元方針の公表		
・ 社外取締役の導入・拡充					
1998		企業	・ 株主に配慮した株主総会運営		
2015	企業	・ 対話の前提となる情報開示の充実			
		投資家	・ 対話要員の拡充		
2017	企業	・ ESG情報の開示の充実			
		投資家	・ 中長期視点での対話促進		
		・ 議決権行使プロセスの透明性向上			

株式市場の活性化

株式市場の活性化

自己株取得促進の提言により株主還元手段の多様化に貢献

- 1990年代、株主還元の手段としての自己株取得の促進に向けた提言により、厳格な規制の緩和に貢献。
- 2000年代以降、各企業の目的に応じた機動的な自己株取得が可能となり、株主還元手段が多様化。



株主還元の向上・目標開示を促し、配当増加に貢献

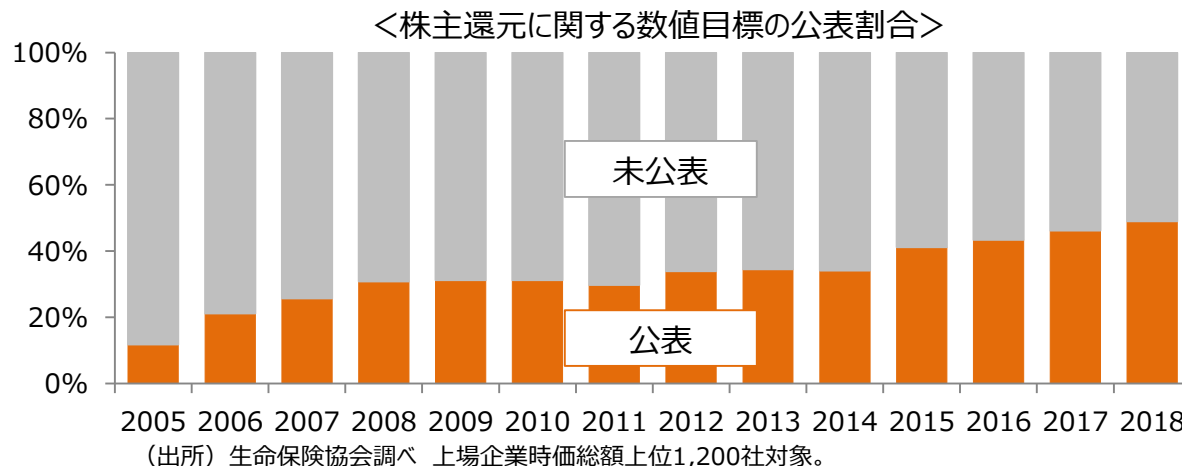
- 1970年代から株主還元の充実、1990年代から株主還元目標に関する情報開示の充実について継続して提言。
- 株主配当は継続的に増加、株主還元目標を開示する企業も増加しており、提言に即した成果が見られる。

1974 1980 1990 2000 2005 2010 2015 2018

<提言> 株主還元の充実

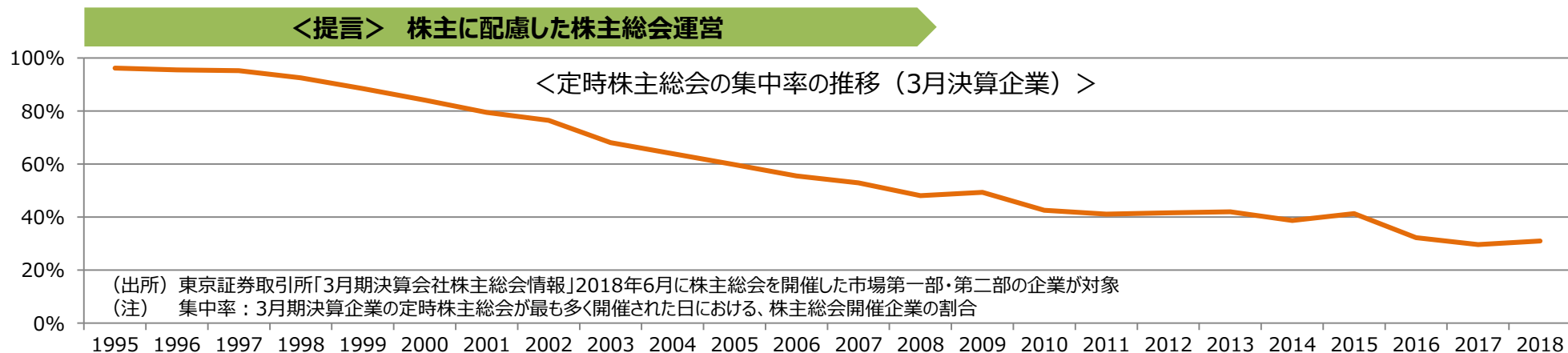
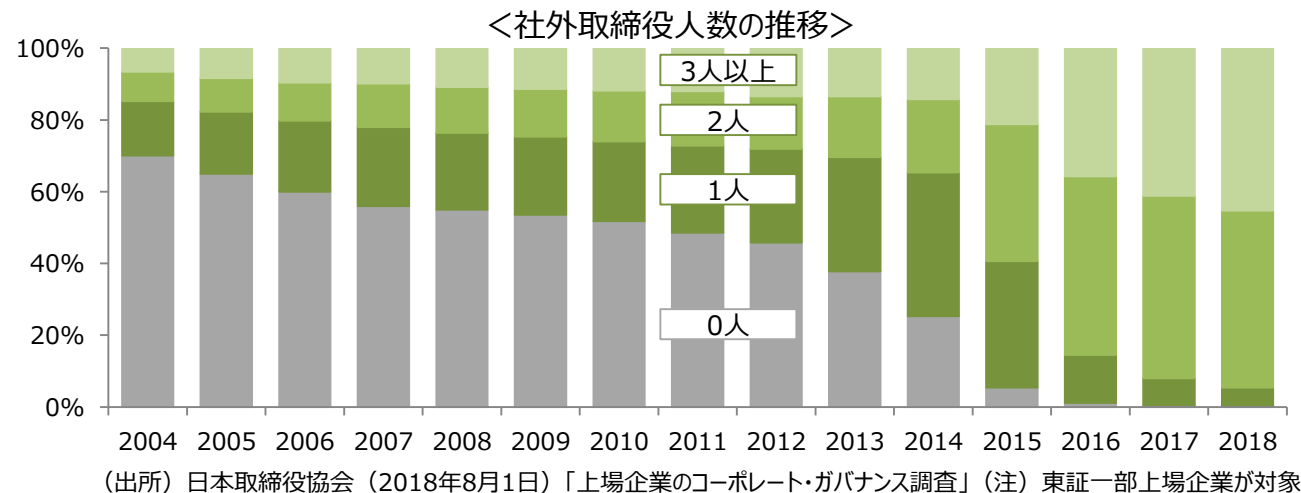


<提言> 株主還元目標の情報開示充実



社外取拡充・総会分散開催を促し、ガバナンス高度化に貢献

- 1990年代後半以降、コーポレートガバナンスの高度化に向けて、社外取締役の導入・拡充や株主に配慮した株主総会運営等について継続して提言。
- 社外取締役人数は継続的に増加し、株主総会の開催日の分散化が進むなど、提言に即した成果が見られる。



1. 生保資産運用が果たしてきた社会的な役割

2. これまでの生命保険協会の取組（スチュワードシップ活動）

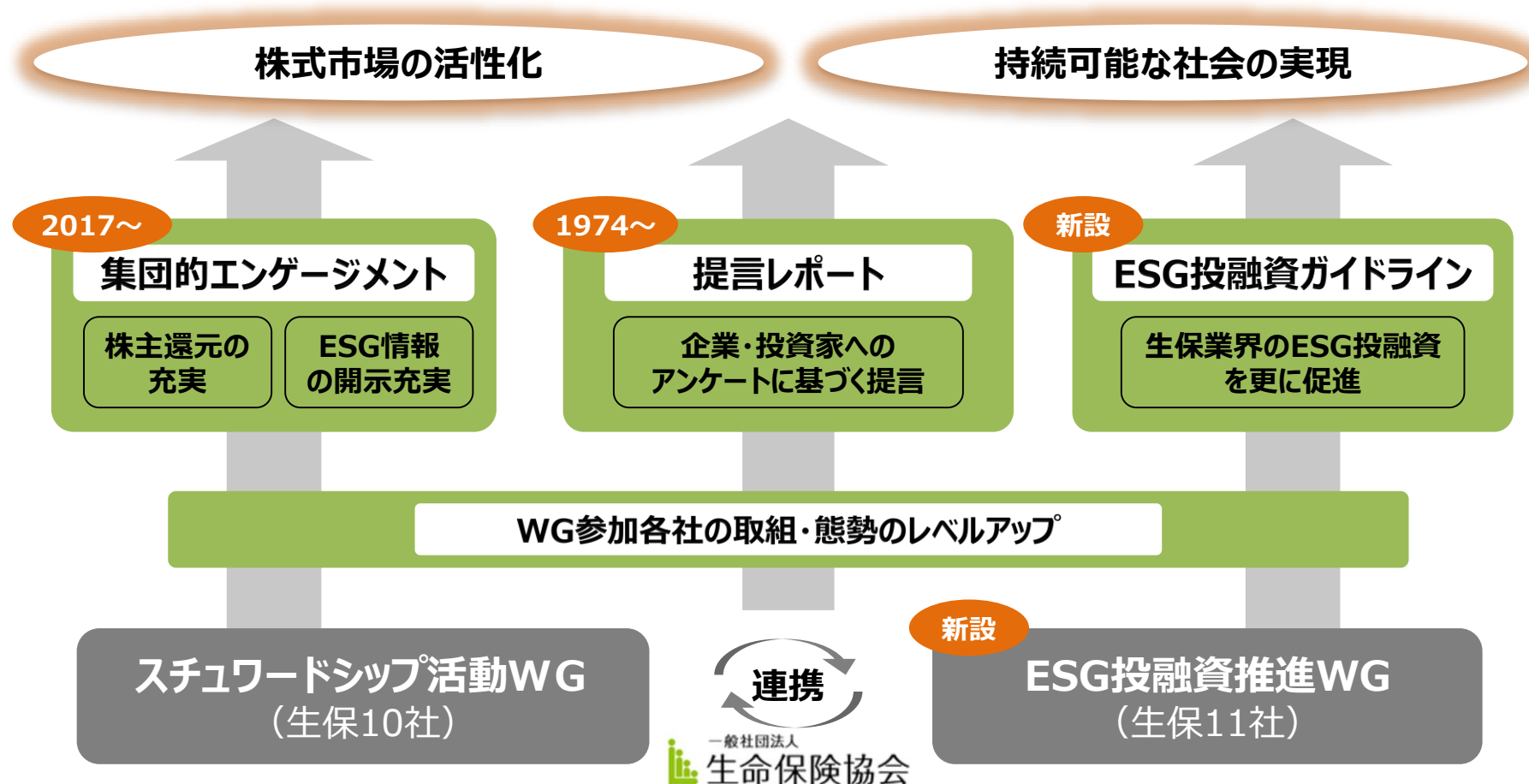
- ・ 株式市場の活性化に向けた提言活動

3. 2018年度の生命保険協会の取組（スチュワードシップ活動・ESG投融資）

- （1） 各社の取組・態勢のレベルアップ
- （2） 集团的エンゲージメントの実施
- （3） ESG投融資ガイドラインの策定
- （4） 企業・投資家・政府向け提言

3. 2018年度の生命保険協会の取組

- 株式市場の活性化と持続可能な社会の実現への貢献に向け、「スチュワードシップ活動WG」・「ESG投融資推進WG」を設置。
- 両WGを通じて、参加各社の取組・態勢のレベルアップ促進や、ESG投融資ガイドラインの策定、集团的エンゲージメントの実施、両WG共同での提言レポート（本レポート）の策定を実施。



1. 生保資産運用が果たしてきた社会的な役割

2. これまでの生命保険協会の取組（スチュワードシップ活動）

- ・ 株式市場の活性化に向けた提言活動

3. 2018年度の生命保険協会の取組（スチュワードシップ活動・ESG投融資）

- （1） 各社の取組・態勢のレベルアップ
- （2） 集团的エンゲージメントの実施
- （3） ESG投融資ガイドラインの策定
- （4） 企業・投資家・政府向け提言

対話内容の質的向上に向けて、ESG対話の視点をヒアリング

- スチュワードシップ活動WGでは、参加各社の対話内容の質的向上に向けて、外部講師を招いた勉強会を実施。

<ご講演者>



アセットマネジメントOne



Fidelity フィデリティ投信
INTERNATIONAL

先進的な取組事例

◆ ESG対話の視点

- ESG取組が**経営の中核**に位置付けられているか
- ESG取組を社会貢献としてのコストではなく、**企業価値向上を目指す「投資」**として位置付けられているか
- 事業環境が変化するなかでの**「リスク」と「機会」**（特に後者）の視点の重要性についての認識しているか

◆ ESG対話のプロセス

- 対話後の**企業の取組結果をフォロー**すること
- 「**価値協創ガイダンス※**」を活用

※ 中長期的な企業価値向上に向けた情報開示・対話のための指針
経済産業省が2017年に策定

「統合報告書」に関する課題認識

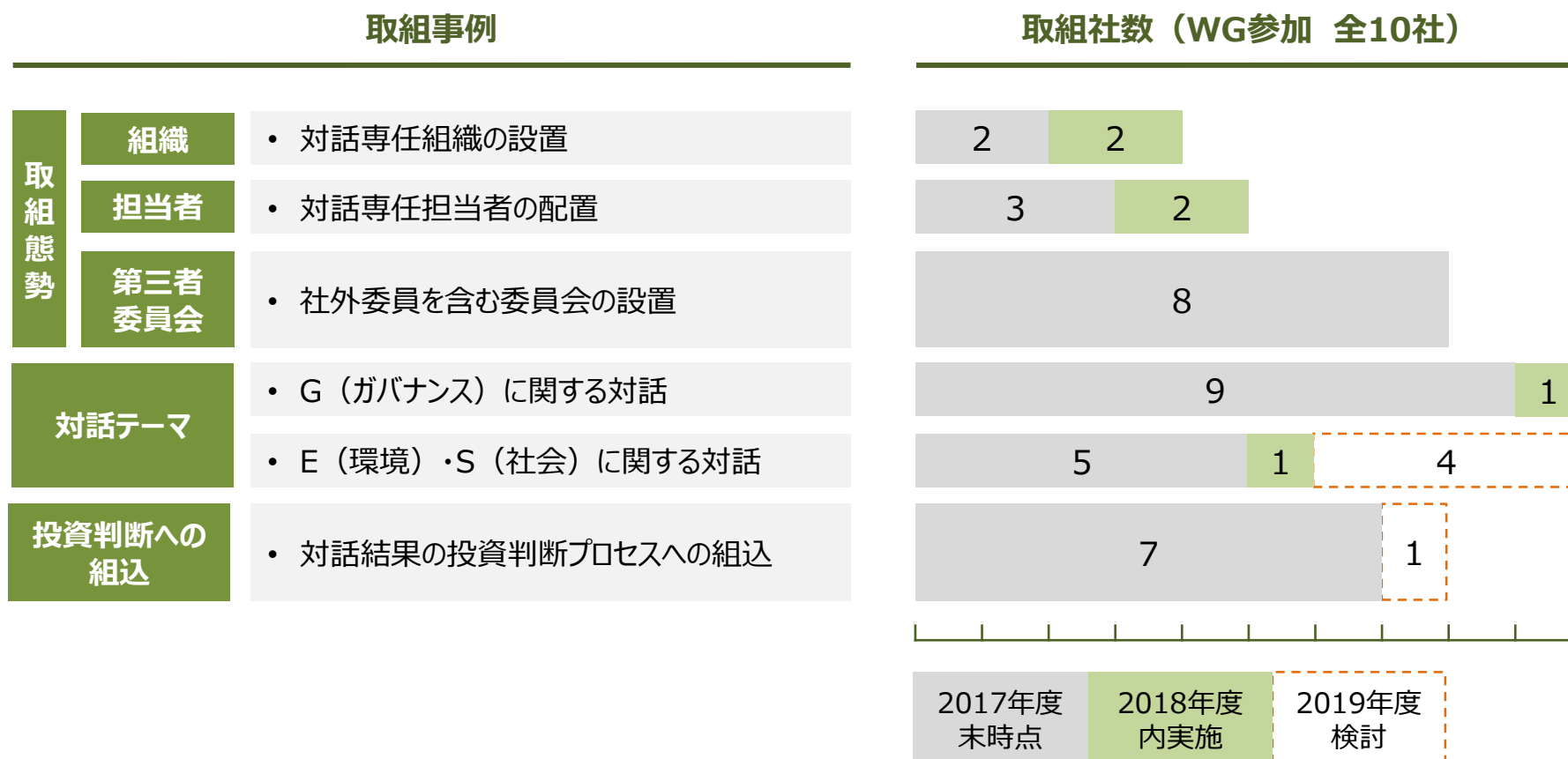
◆ 投資家として重視する視点

- 形式的な「統合報告書」であることより、**実質を伴った「統合的な報告」**となっているか
- **経営トップが想いを込めたメッセージ**を記載しているか
- SDGs達成に向けた取組など、**将来志向の内容**となっているか
- ESG関連指標と**価値創造ストーリー**の関係が明確か
- **マテリアリティ**（企業における社会や事業にとっての重要課題）をシンプルに特定しているか
- 社内コミュニケーションの活性化や社外人材のリクルーティングに活用できる内容となっているか

スチュワードシップ活動WG参加各社の対話内容の質的向上

WG参加各社は対話内容のレベルアップを実施・検討

- WG参加各社の取組事例共有や、外部の投資家等のヒアリングを踏まえて、WG参加各社は来期以降、E・S対話の拡充や対話結果の投資判断プロセスへの組込を検討。



取組・態勢の強化に向けて、先進的な取組等をヒアリング

- ESG投融資推進WGでは、参加各社のESG投融資の理解促進や、取組・態勢の強化に向けて、外部講師を招いた勉強会を実施。

<ご講演者>



年金積立金管理運用独立行政法人



環境省

先進的な投資家の取組事例

◆ 態勢整備

- PRIへ署名し、アセスメントを通じた継続的な取組のレベルアップを実施
- 投資の基本方針でESG要素の考慮を明記
- 株式アナリストとクレジットアナリスト共同でエンゲージメントを実施

◆ ESGのリサーチ

- 自社独自の非財務情報評価手法を構築
- ESG要素が企業価値に与える影響を定量的に分析

◆ 普及促進

- グローバルなイニシアチブに積極的に参加
- セミナー等でESG投融資促進に向けて発信

ESG投融資普及に向けた日本の課題

◆ 企業

- ESG情報の開示がまだ十分ではない
- ESG取組と企業価値のつながりを明確にする必要

◆ 投資家

- ESG投融資を実践するスキルを持つ人材確保が困難
- 格付会社も含めESG情報の評価手法が確立されていない

◆ 政府

- 海外と比べて気候変動問題への対応が遅れている
- ESG情報の開示を促す制度が必要

ESG投融資推進WG参加各社の取組・態勢の強化

WG参加各社は取組・態勢の強化を実施・検討

- 外部の投資家等へのヒアリングに加え、各社の取組・態勢の共有・意見交換を実施し、WG参加各社は来期以降、「方針策定」を中心にESG投融資に関する取組を強化する方向。

好取組事例

取組態勢	方針	- PRIへの署名 - ESG投融資方針を策定
	推進組織	社内に部署横断的な会議体を設置
	社内研修	社内でESG投融資の研修を実施
	実施しているESG投融資手法	- テーマ型投資（*1） - インテグレーション（*2） - ネガティブスクリーニング（*3） - ポジティブスクリーニング（*4） - インパクト投資（*5）

取組社数（WG参加 全11社）

6	1	4	
4	6	1	
4	2		
4	2	1	
11			
8	2		
5	2	2	
2	1	4	
1	2		
WG発足 時点 (2018/7)	2018年度内 実施	2019年度 実施	2019年度 検討

*1：ESGに関する特定のテーマを持つ資産への投資

*2：ESG要素を投資プロセスに組み込む

*3：ESGの観点から特定の銘柄等をポートフォリオから除外

*4：ESG評価の高い銘柄等でポートフォリオを構築

*5：経済的利益とともに、測定可能な社会的および環境的なインパクトの創出を目指す投資

1. 生保資産運用が果たしてきた社会的な役割

2. これまでの生命保険協会の取組（スチュワードシップ活動）

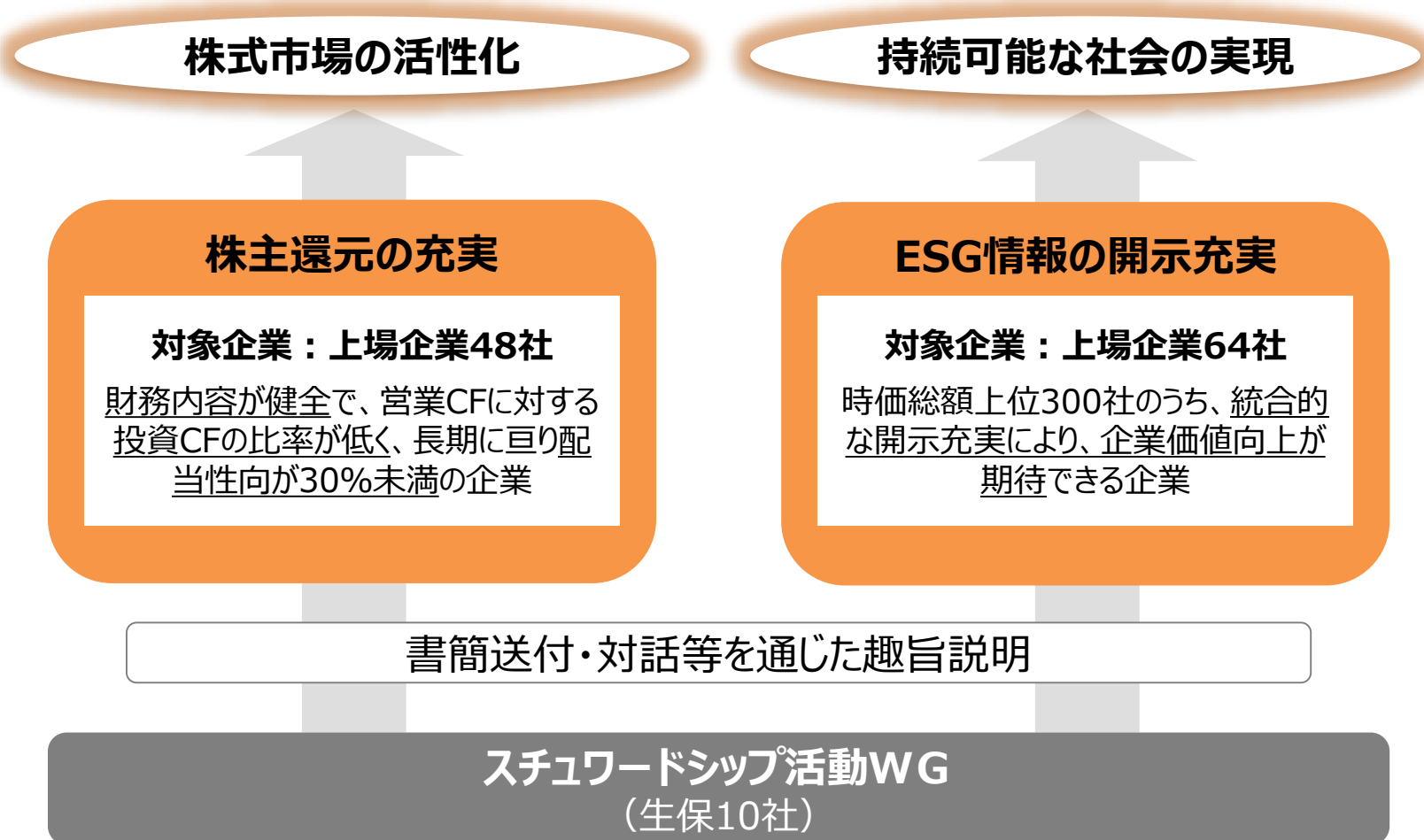
- ・ 株式市場の活性化に向けた提言活動

3. 2018年度の生命保険協会の取組（スチュワードシップ活動・ESG投融資）

- （1） 各社の取組・態勢のレベルアップ
- （2） 集团的エンゲージメントの実施
- （3） ESG投融資ガイドラインの策定
- （4） 企業・投資家・政府向け提言

「株主還元の充実」と「ESG情報の開示充実」をテーマに設定

- 2017年度より、中長期的な株式市場の活性化と持続可能な社会の実現に向け、スチュワードシップ活動WG 参加各社が協働で、企業に対して課題意識を伝える「集团的エンゲージメント」を開始。
- 2018年度は、「株主還元の充実」（対象企業48社）と「ESG情報の開示充実」（対象企業64社）をテーマに、計107社（延べ112社）に対して実施。

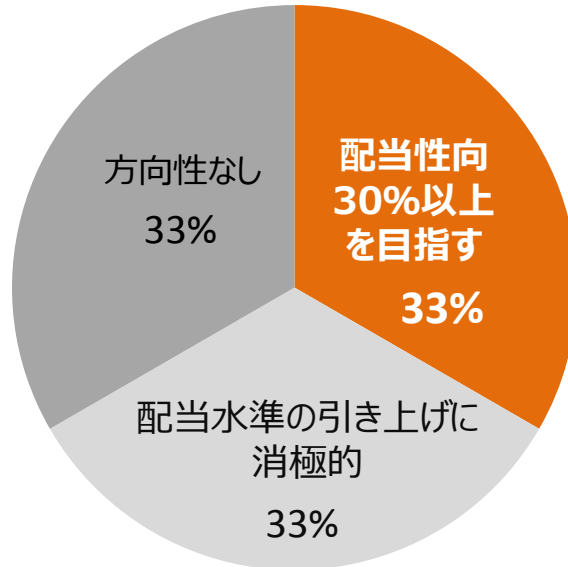


書簡送付＋対話により、両テーマとも一定の成果を確認

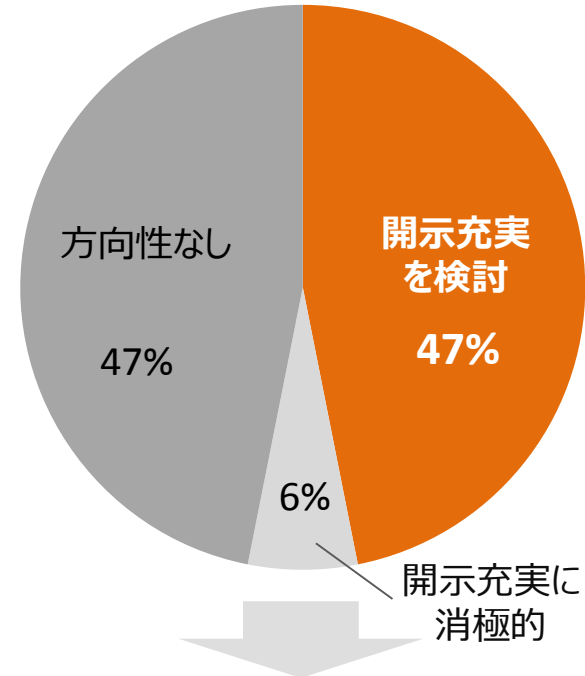
- 両テーマともに、対話先企業の3～4割程度が、生保協会の要望を受け止め、前向きに検討すると回答。
- 今後も引き続き配当性向30%以上の到達とESG情報の開示充実に向けて継続的に対話を実施していく。

＜対話先企業のリアクション＞

株主還元の充実



ESG情報の開示充実



配当性向30%以上の到達とESG情報の開示充実に向けて、継続的に対話していく

(注) 2018年12月1日～2019年3月15日までに、スチュワードシップ活動WG参加各社が対話を実施した企業延べ44社の反応を集計

1. 生保資産運用が果たしてきた社会的な役割

2. これまでの生命保険協会の取組（スチュワードシップ活動）

- ・ 株式市場の活性化に向けた提言活動

3. 2018年度の生命保険協会の取組（スチュワードシップ活動・ESG投融資）

- （1） 各社の取組・態勢のレベルアップ
- （2） 集团的エンゲージメントの実施
- （3） ESG投融資ガイドラインの策定
- （4） 企業・投資家・政府向け提言

ESG投融資ガイドラインの位置づけ

- 2018年度に改定した行動規範に則り、生保各社が持続可能な社会の実現に向けて、ESGの要素を考慮した資産運用を行うにあたり、基本的な考え方や主な取組事項を示すガイドラインを策定。

生命保険協会 行動規範（抜粋）

※本文の要約を掲載

6. 生命保険事業の特性を踏まえた資産運用

- 収益性、安全性、流動性、公共性を考慮した資産運用に努める。
- 持続可能な社会の実現に向けて、ESGの要素を考慮した資産運用に努める。
- スチュワードシップ責任を果たすよう努める。

7. 環境問題への取組みの推進

- 省エネルギーの推進等、環境問題に自主的かつ積極的に取り組む。
- 役職員に対する環境教育を通じた意識向上を図る。

8. 社会貢献活動の推進

- 社会の健全かつ持続的な発展に向け、社会貢献活動に積極的に取り組む。

生命保険会社の資産運用におけるESG投融資ガイドライン

◆ 基本的な考え方

会員各社はそれぞれの態勢等を勘案の上、持続可能な社会の実現に貢献すべく、ESG投融資を進める

◆ 主な取組事項

① 環境問題を含む社会的課題の解決への貢献

例) 気候変動問題への解決に資する企業・事業への投融資、社会インフラ整備に向けた長期資金の供給等

② 非人道的兵器根絶の後押し

原則として、クラスター弾製造企業に対して投融資しない

(参考) ESG投融資ガイドライン (本文)

1. 目的

本ガイドラインは、行動規範に則り、会員各社が持続可能な社会の実現に向けて、社会的課題の解決へ貢献するため、環境・社会・ガバナンス（ESG）の要素も考慮した資産運用を行うにあたり、基本的な考え方や主な取組事項を示すものである。

2. 基本的な考え方

生命保険事業は、国民生活の安定・向上、経済の発展および持続可能な社会の実現に密接な関わりを持つ公共性の高い事業であることから、収益性・安全性・流動性ととともに、公共性にも十分配慮した資産運用を行う必要がある。

2006年に公表された「国連責任投資原則（PRI）」により、環境・社会・ガバナンスの要素を考慮した投融資（ESG投融資）の概念が提唱されて以降、2015年の国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択等の流れも受け、ESG投融資の重要性は高まっている。

こうした中、会員各社は、それぞれの資産運用方針・態勢等を勘案の上、SDGs等も踏まえ、資産運用を通じて持続可能な社会の実現に貢献すべく、ESG投融資の取組み（投融資プロセスへのESG要素の組み込みやESGをテーマとする資産等への投融資等）を進めることが重要である。

3. 主な取組事項

① 環境問題を含む社会的課題の解決への貢献

環境問題への取組みや社会インフラの整備等は持続可能な社会の実現に向けて重要な課題であり、会員各社は資産運用を通じて社会的課題の解決に貢献するよう努める。

（例えば、気候変動問題への解決に資する企業・事業への投融資や、社会インフラ整備に向けた長期資金の供給等）

② 非人道的兵器根絶の後押し

特に、クラスター弾については、一般市民への甚大な被害を与えることから、日本を含む国際社会において非人道的な兵器とされており、会員各社は、当該兵器の製造を行う企業に対しては、原則として投融資しない。

1. 生保資産運用が果たしてきた社会的な役割

2. これまでの生命保険協会の取組（スチュワードシップ活動）

- ・ 株式市場の活性化に向けた提言活動

3. 2018年度の生命保険協会の取組（スチュワードシップ活動・ESG投融資）

- （1） 各社の取組・態勢のレベルアップ
- （2） 集团的エンゲージメントの実施
- （3） ESG投融資ガイドラインの策定
- （4） 企業・投資家・政府向け提言

2018年度の提言まとめ

- 「株主還元の充実」、「コーポレートガバナンスの向上」、「対話の高度化」、「ESG取組の促進」に向けて提言。
- 今年度は、持続可能な社会の実現に向けて「ESG取組の促進」に関する提言を充実。

提言内容		提言先	提言内容		提言先
株主還元の充実	① 中長期的な株主還元拡大（配当性向30%以上）	企業	⑧ 統合報告書等を通じたESG取組の情報開示充実 変更	企業	企業
	② 資本コストを踏まえたROEの目標設定と水準向上		⑨ ESG取組の中期経営計画への組込 新規		
コーポレートガバナンスの向上	③ 社外取締役に期待する役割・実績についての情報開示充実 変更		⑩ ESG課題解決に向けた中長期視点での対話推進 変更	投資家	投資家
対話の高度化	④ 中長期的な投資戦略についての情報開示・対話充実 変更		⑪ ESG投融资方針の策定等の態勢整備 新規		
	⑤ 経営トップの対話への参加・経営陣における対話内容共有		⑫ 省庁横断的なESG取組促進策の打出し 新規	政府	政府
	⑥ 株主総会議案の説明充実		⑬ グリーンボンド等の発行促進に向けた支援策 新規		
	⑦ 議決権行使プロセスの透明性向上	投資家	⑭ 気候変動関連の情報開示の理解促進に向けた政策的後押し 新規		

企業価値向上に向けた取り組みに関するアンケート

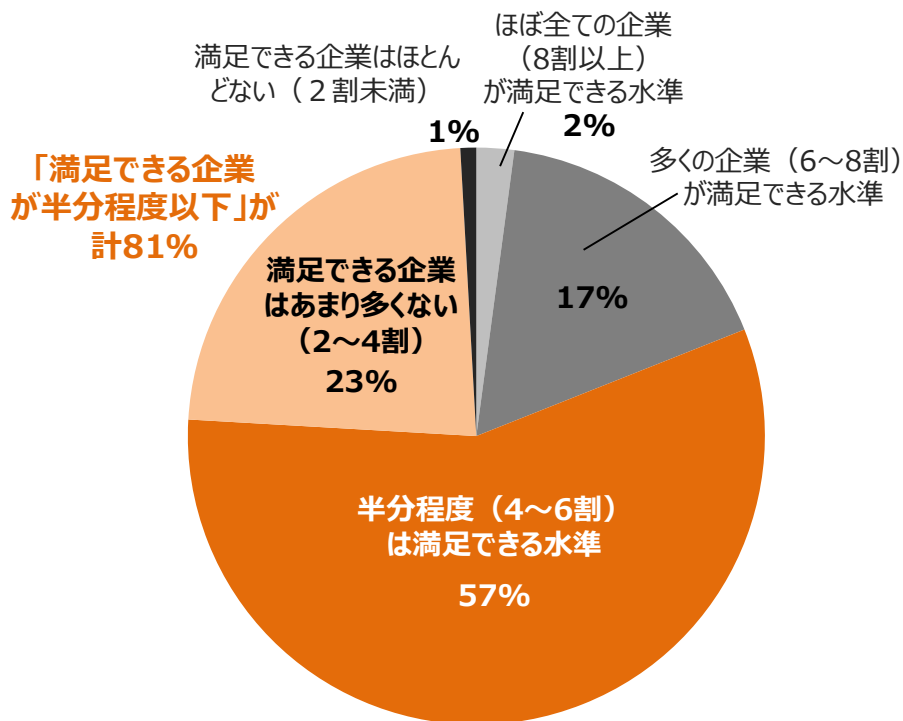
＜目的＞ 企業・投資家の意識や取組に関する調査結果をもとに、株式市場の活性化・持続可能な社会の実現に向けた提言を実施するため
 ＜対象・回収率＞ 上場企業 48%（573社／1,206社）、投資家 50%（114社／230社）

投資家との対話を踏まえた中長期的な株主還元の拡大

- 81%の投資家は、現状の株主還元・配当水準に満足していない。
- 65%の投資家が、中長期的には配当性向30%以上を期待する一方、現状過半数の企業の配当性向は30%未満。

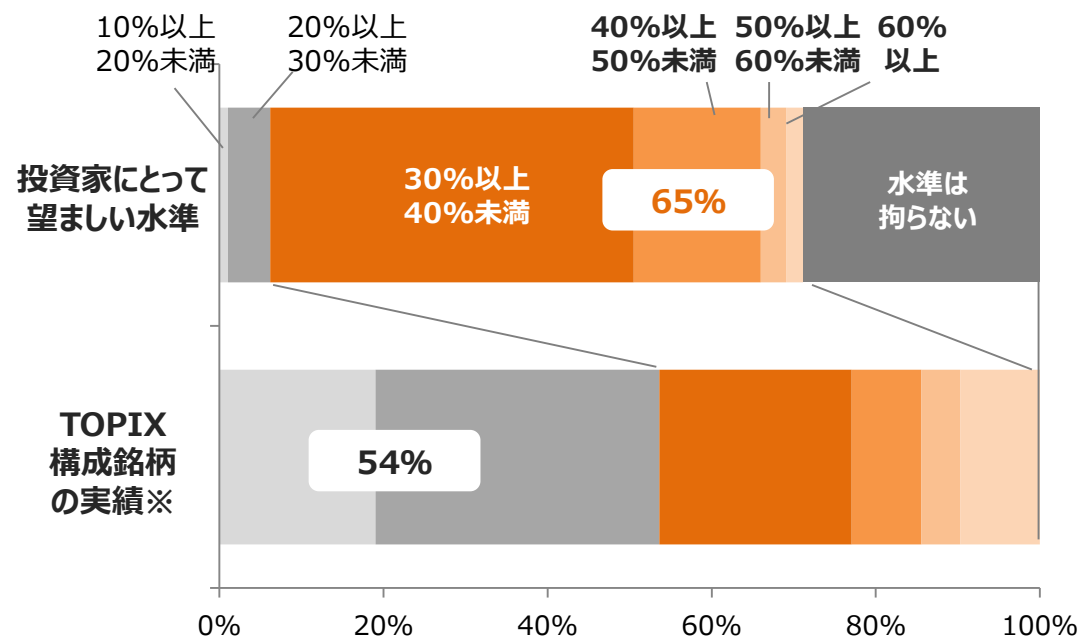
提言① 対話を通じて投資家の期待値を把握の上、配当性向30%以上を目標に、中長期的に株主還元を拡大

【投資家向け】株主還元・配当水準に関する満足度（1つのみ）



【投資家向け】中長期的に望ましい配当性向（1つのみ）

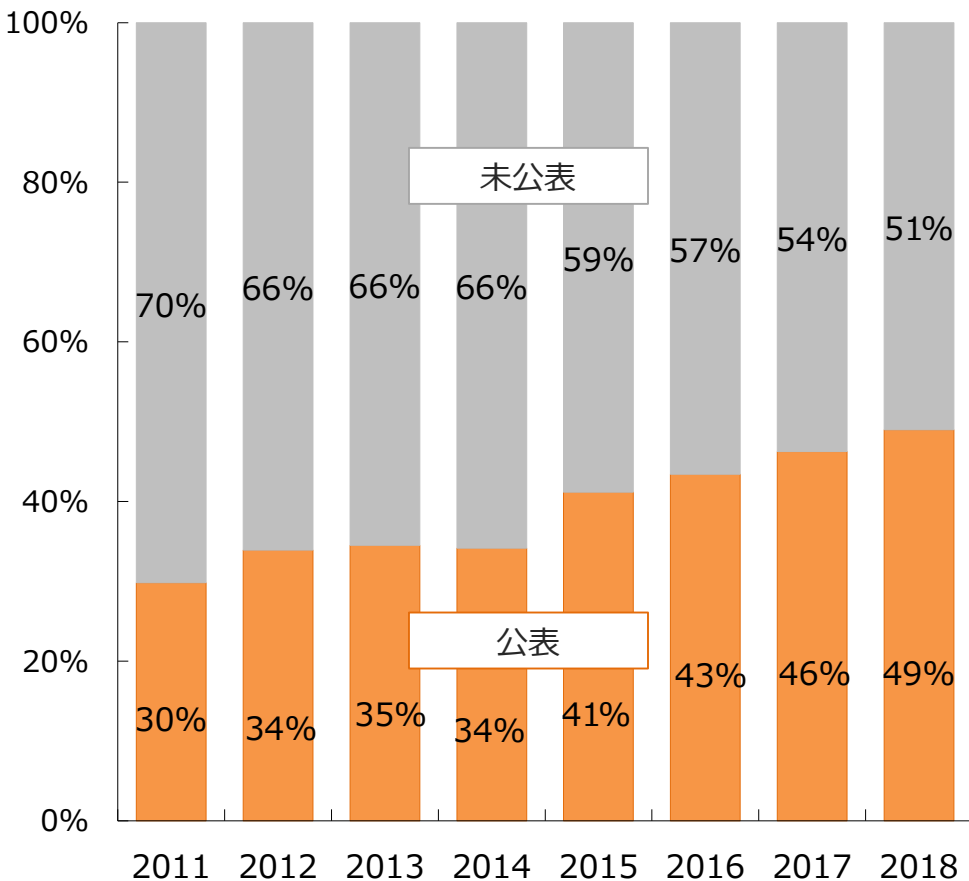
（参考）企業の配当性向の分布



※（出所）QUICK社 （注）赤字企業除く

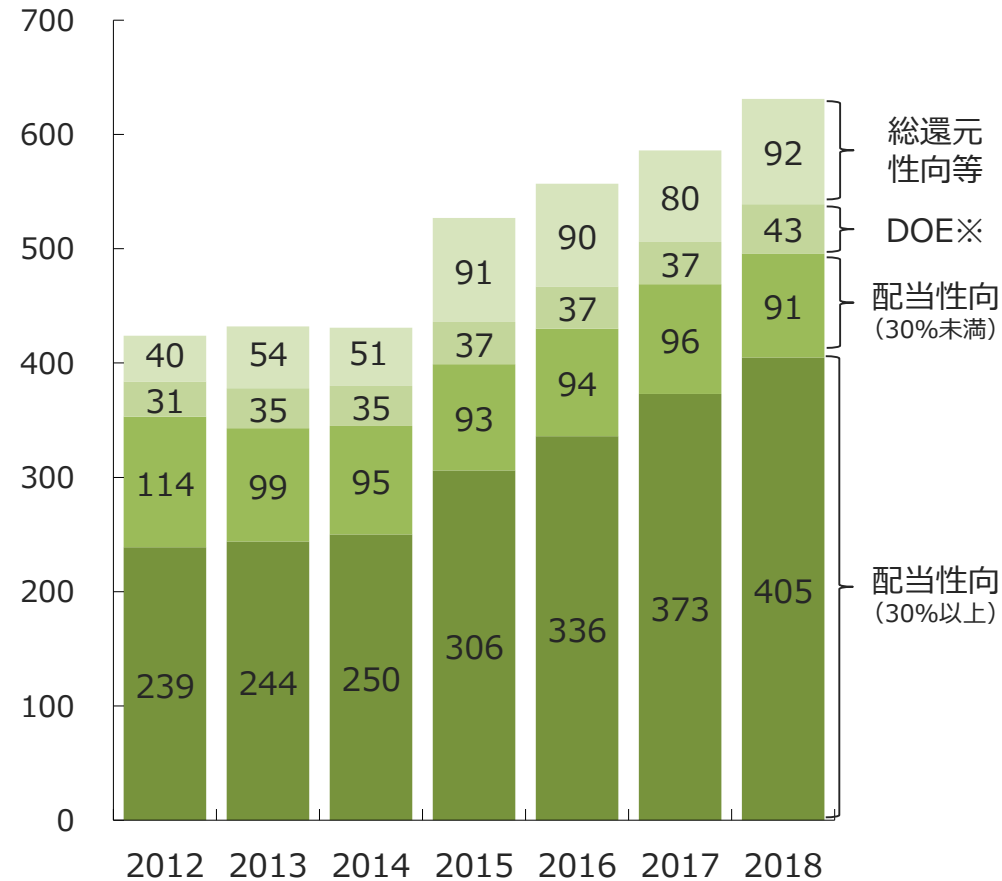
(参考) 株主還元に関する数値目標の公表状況

株主還元に関する数値目標の公表割合



(出所) 生命保険協会調べ
上場企業時価総額上位1,200社を対象に調査

株主還元に関する数値目標別 公表会社数



(出所) 生命保険協会調べ
上場企業時価総額上位1,200社を対象に調査
(注) 複数の株主還元目標を設定している場合は重複して集計
※DOE=株主資本配当率

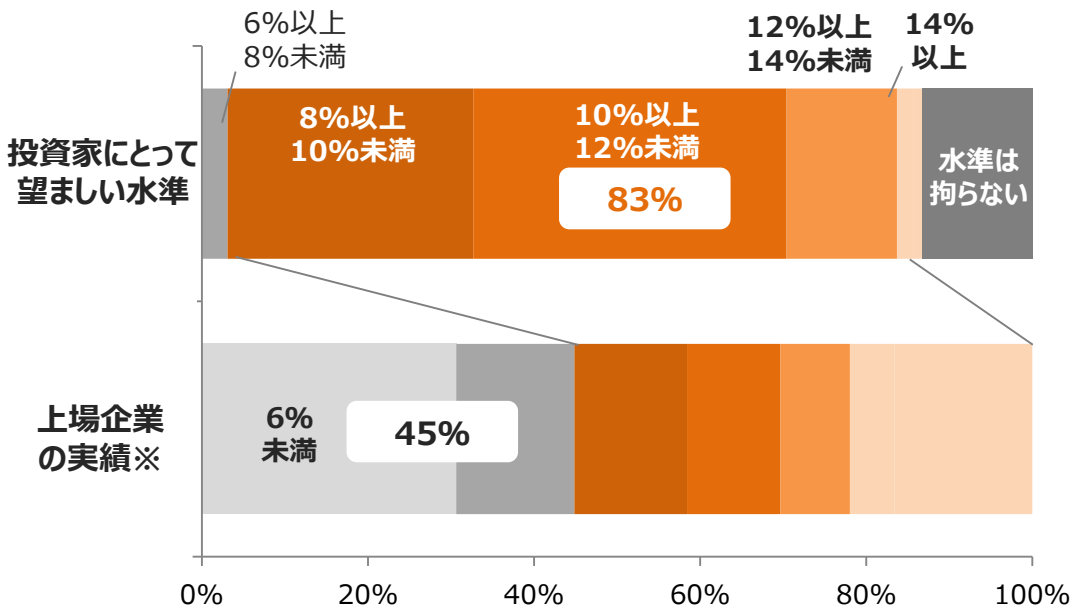
資本コストを踏まえたROEの目標設定と水準向上

- 約80%の投資家は8%以上のROE水準を期待しているが、上場企業の45%はROE8%未満。
- 約半数の企業が資本コスト（株主の要求収益率）を算出していないことが、投資家の期待との乖離の一因と考えられる。

提言② 中長期的なROE水準向上に向けて、資本コストを算出の上、ROE目標を設定

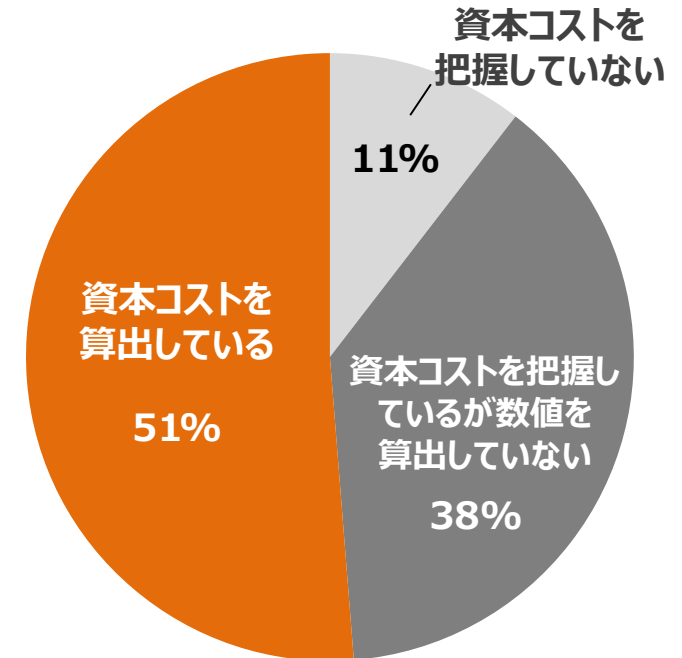
【投資家向け】中長期的に望ましいROE水準（1つのみ）

（参考）上場企業のROE水準の分布



【企業向け】

資本コスト（株主の要求収益率）の詳細な数値を算出しているか。（1つのみ）



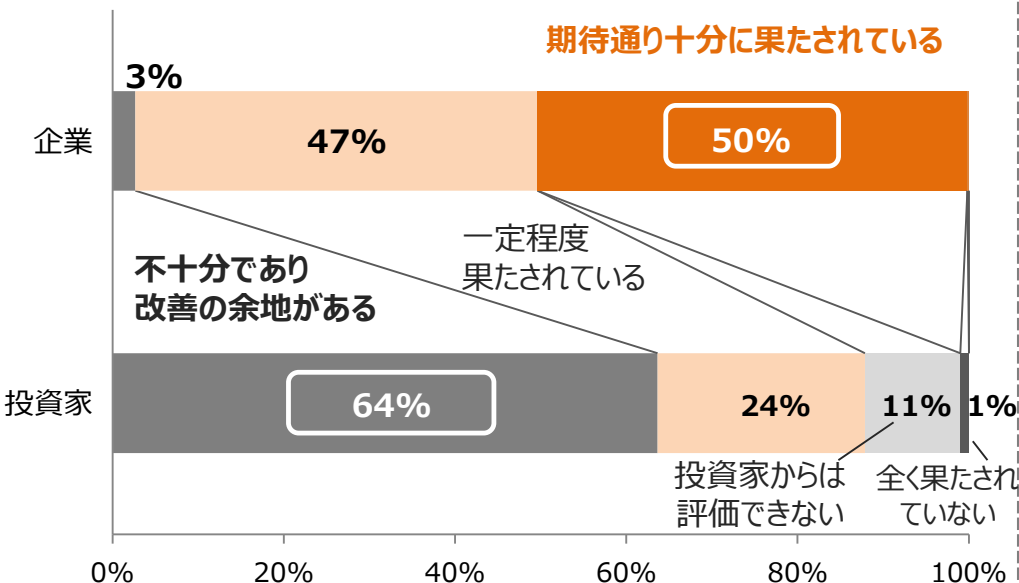
社外取締役役に期待する役割・実績についての情報開示充実

- 多くの投資家は、社外取締役の機能発揮に改善の余地があり、取締役会の実効性向上に向けた課題だと考えている。
- 一方、約50%の企業は社外取締役の機能発揮は「十分」に果たされていると考えており、投資家の認識と乖離がある。

提言③ 社外取締役役に期待する役割と実績について開示の充実と、対話等を通じた投資家への丁寧な説明

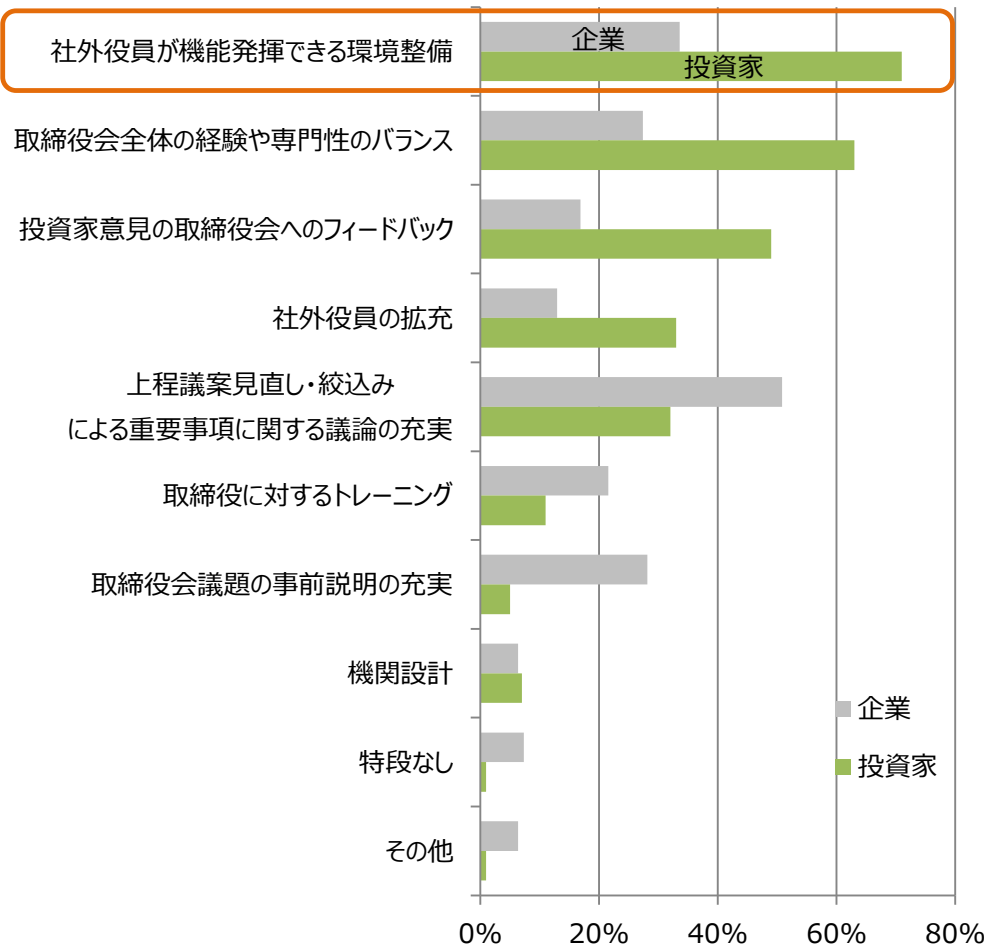
【企業／投資家向け】

社外取締役役に期待している役割が現状果たされているか（1つのみ）



【企業／投資家向け】

取締役会の実効性向上に向けて、課題に感じていること（3つまで）

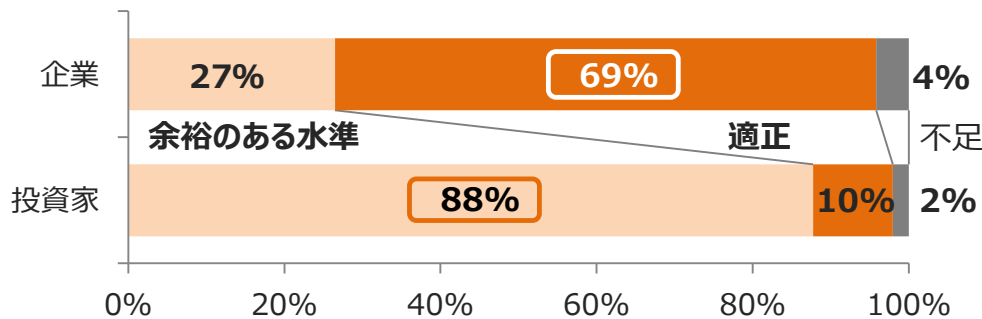


中長期的な投資戦略についての情報開示・対話の充実

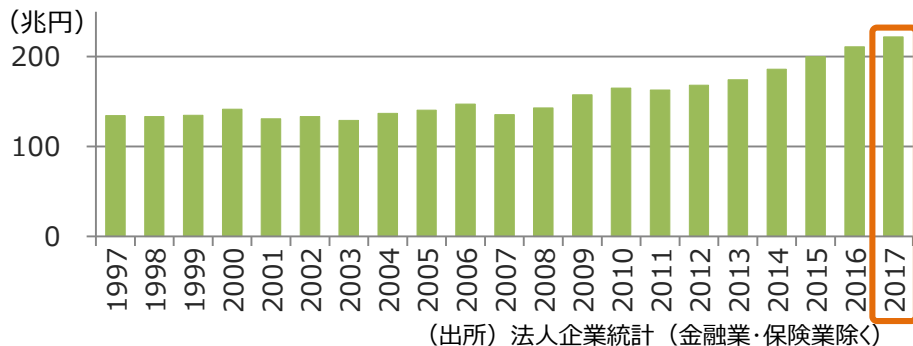
- 手元資金の水準について、約70%の企業は適正と考えているが、足元では、日本企業の現預金額は過去最高水準にあり、約90%の投資家は余裕のある水準と認識している。
- 中長期的な投資・財務戦略において、企業は「設備投資」を重視し、投資家は「IT投資」「研究開発投資」「人材投資」など、無形資産を含む投資をより重視。

提言④ 手元資金の水準の妥当性や、中長期的な投資戦略に関する情報開示・対話の充実

【企業／投資家向け】手元資金の水準についての認識（1つのみ）

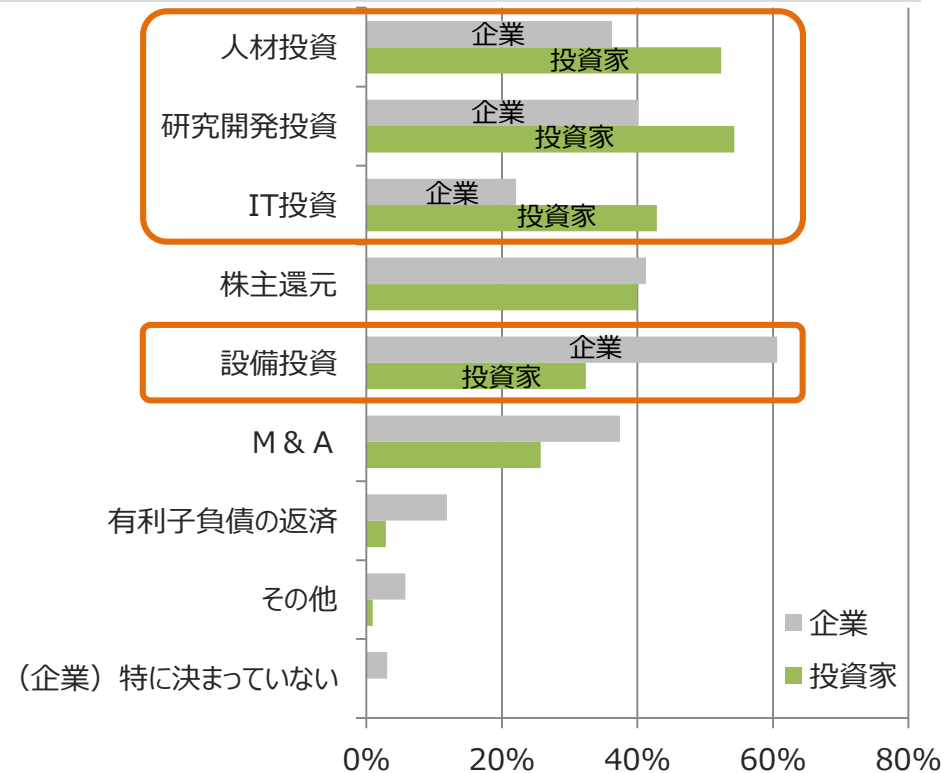


（参考）企業の現預金の推移



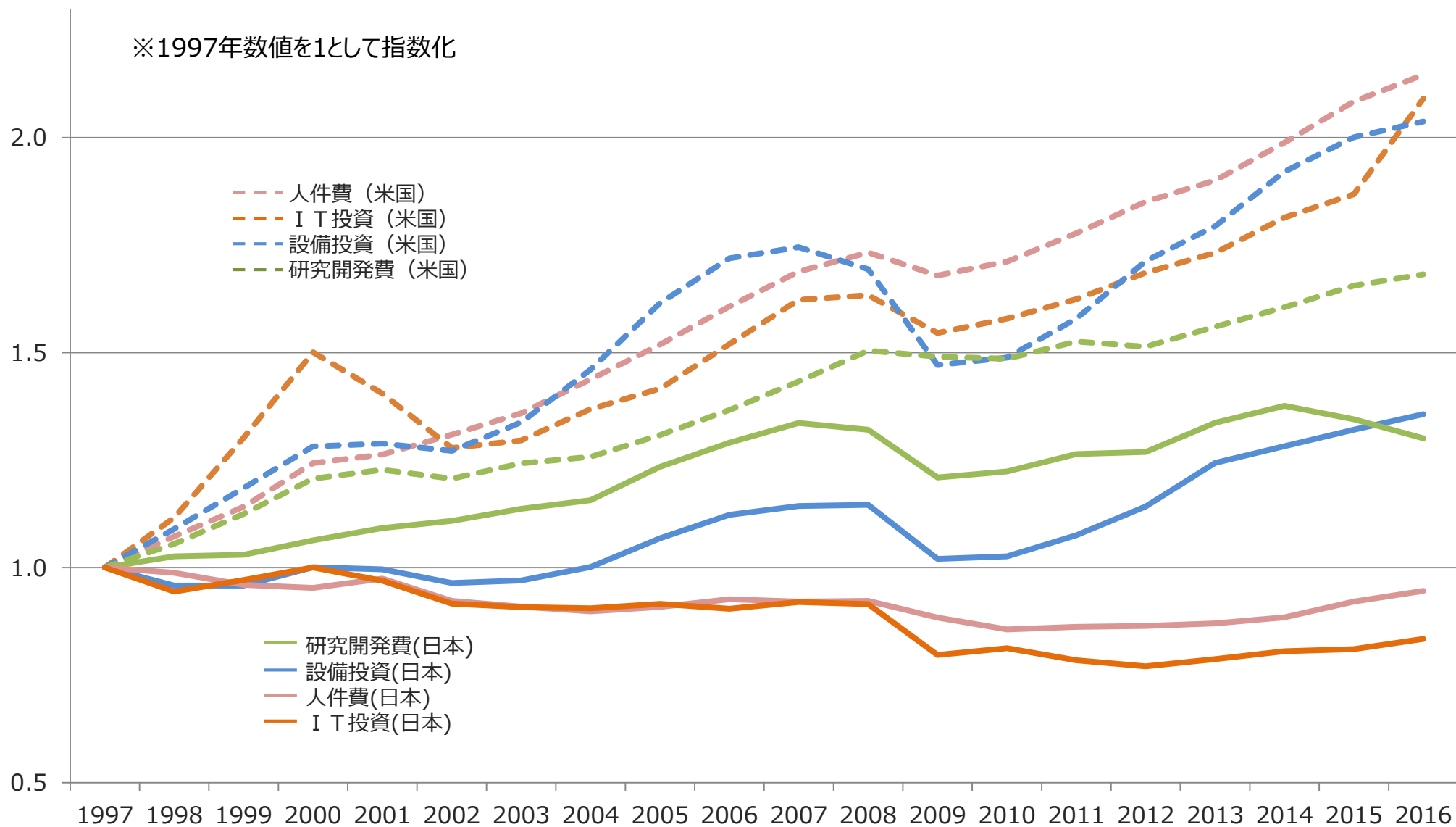
【企業／投資家向け】（3つまで）

中長期的な投資・財務戦略において重視しているもの／重視すべきだと考えるもの



(参考) 日米の person 費、IT 投資、設備投資、研究開発費の推移

※1997年数値を1として指数化



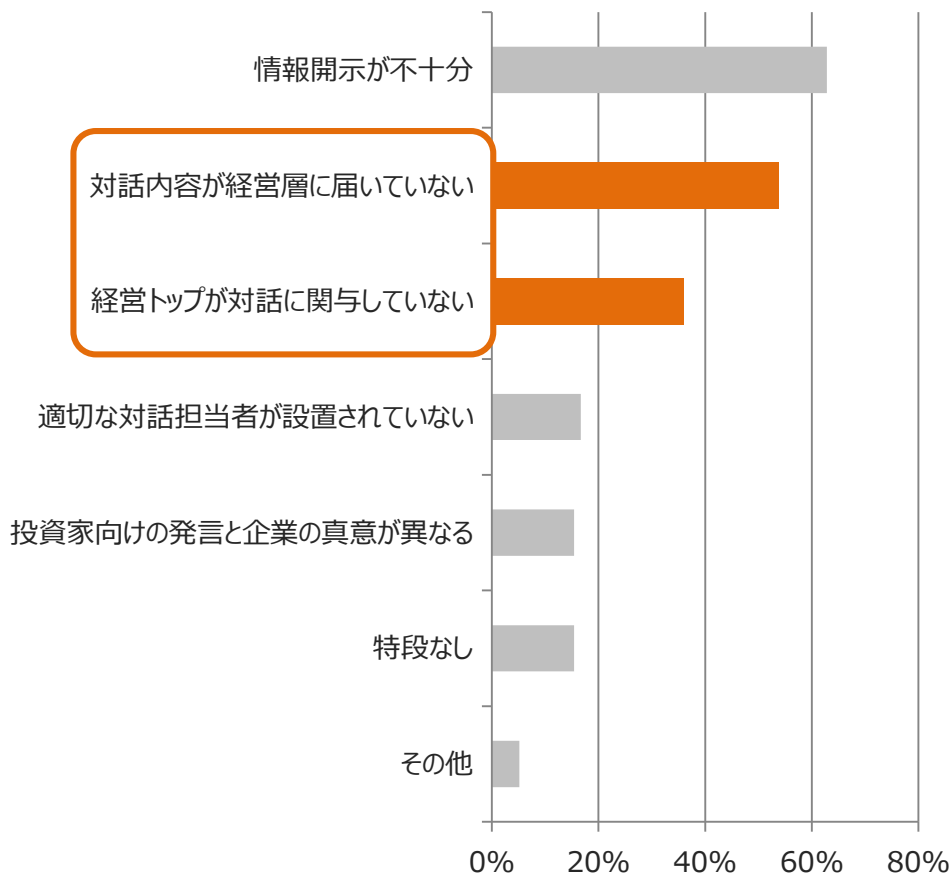
経営トップの対話への参加・経営陣における対話内容共有

- 投資家は、対話における課題として、企業の情報開示が不十分であることに次いで、対話内容の経営陣への連携や、経営トップの関与度合いを課題と捉えている。
- 取締役会の実効性向上に向けて、投資家意見の取締役会へのフィードバックが重要だと考える投資家も多い。

提言⑤ 投資家との対話への経営トップの積極的な関与と、対話内容の経営陣への共有

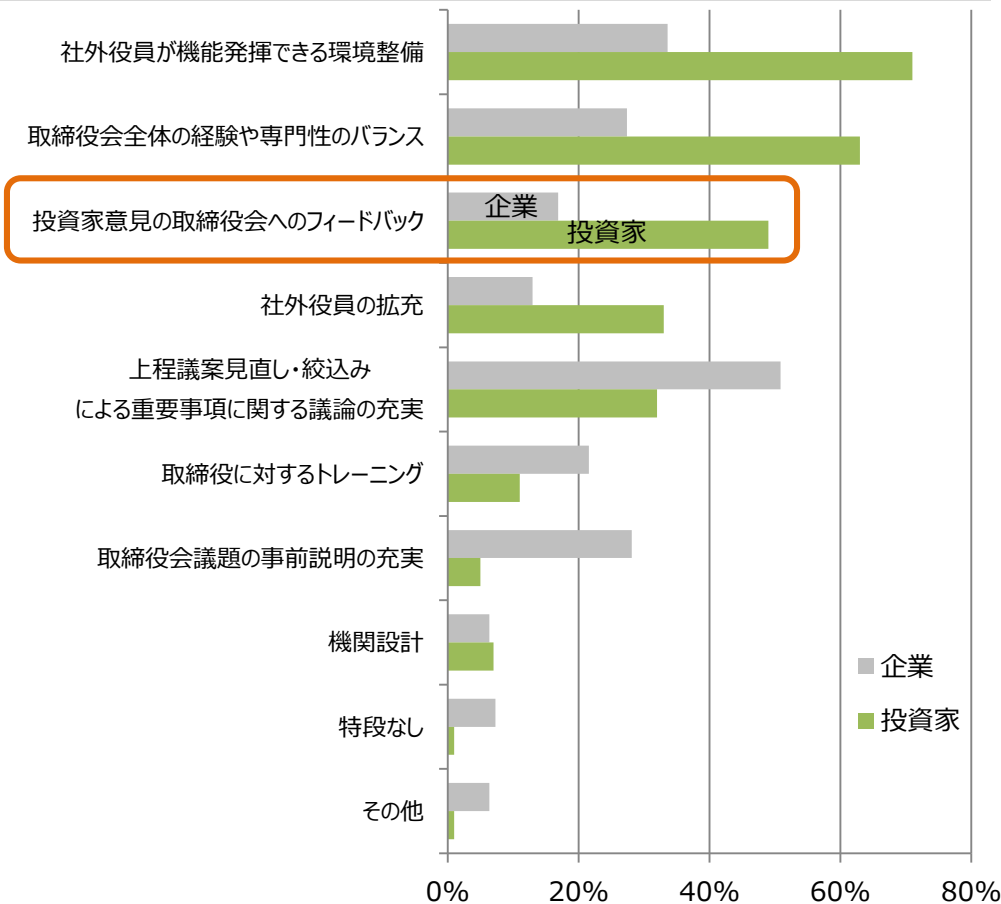
【投資家向け】

対話に際し、企業に対して感じる課題（3つまで）



【企業／投資家向け】

取締役会の実効性向上に向けて、課題に感じていること（3つまで）



株主総会議案の説明充実（対話・招集通知書）

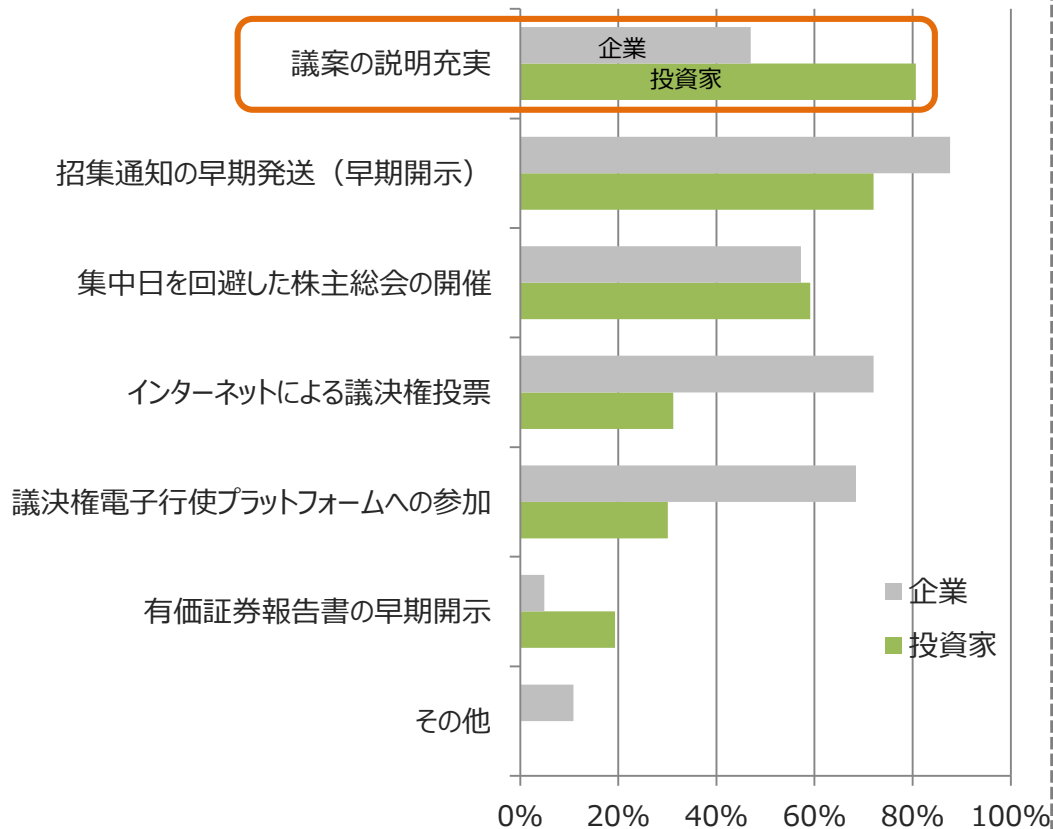
- 議決権行使を充実させるために、投資家は、企業が捉える以上に「議案の説明充実」を重視している。
- 過年度に反対の多かった議案について、多くの投資家は対話での説明充実や、再度付議する場合の招集通知書での説明充実を期待しており、企業の取組状況と乖離がある。

提言⑥

議決権行使の充実に向けた、対話や招集通知書を通じた、議案内容の説明充実

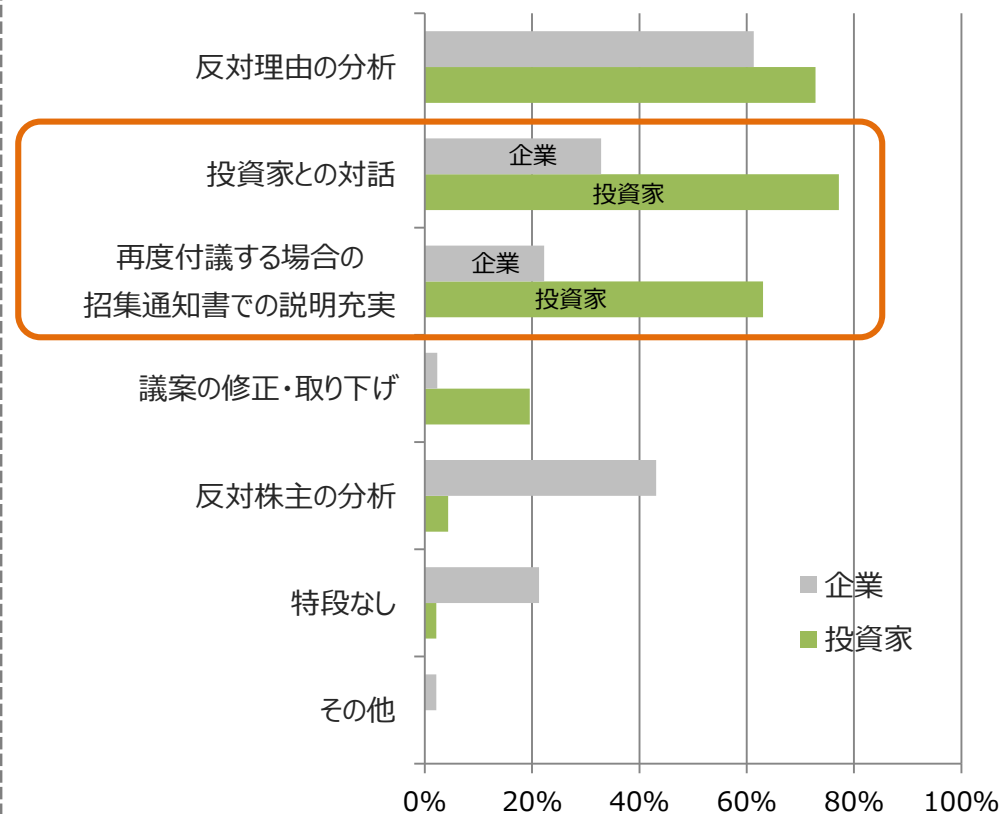
【企業／投資家向け】

株主の議決権行使を充実させるための取組／企業に期待する取組（複数）



【企業／投資家向け】

過年度に反対の多かった議案について、実施している取組／企業に期待する取組（3つ）

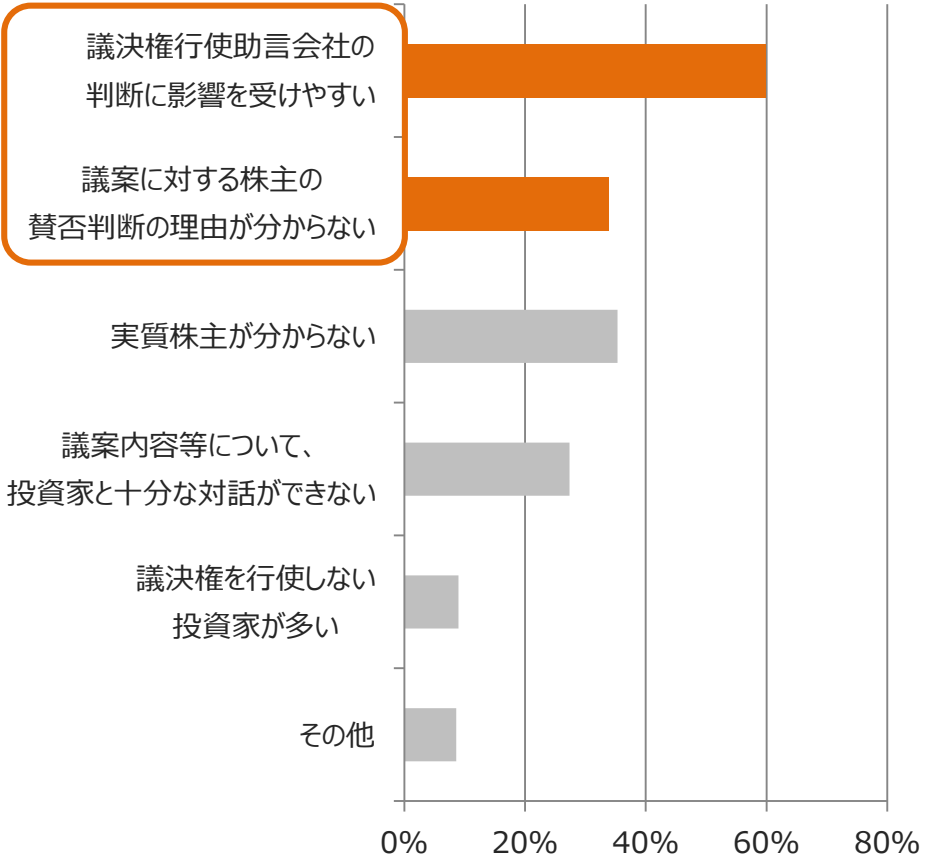


議決権行使プロセスの透明性向上

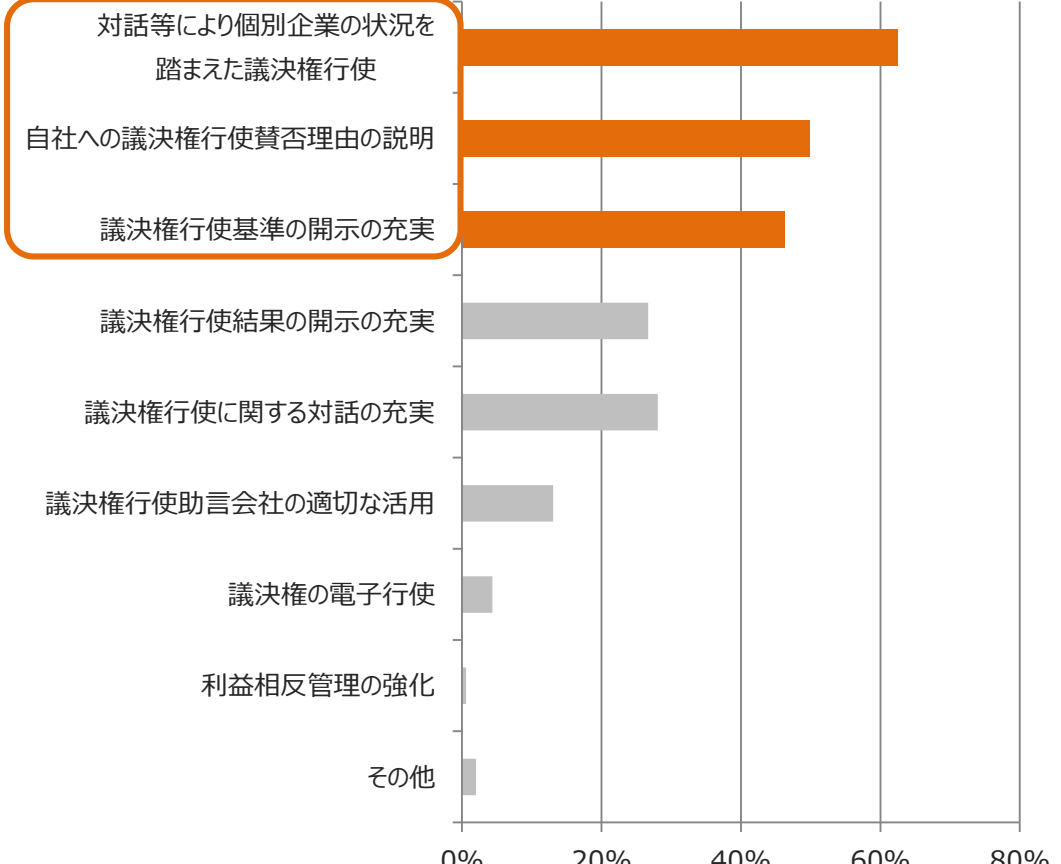
- 多くの企業は、投資家の課題として、議決権行使助言会社の判断に影響を受けやすいことや、賛否判断理由が不明な点を挙げている。
- 企業は投資家に対し、個別の状況を踏まえた議決権行使や、賛否判断理由の説明・行使基準の開示充実を期待。

提言⑦ 議決権行使の考え方の開示や、判断理由の企業への説明など、議決権行使プロセスの透明性向上

【企業向け】投資家の議決権行使に関する課題（3つ）



【企業向け】議決権行使に関して、今後投資家に期待すること（3つ）

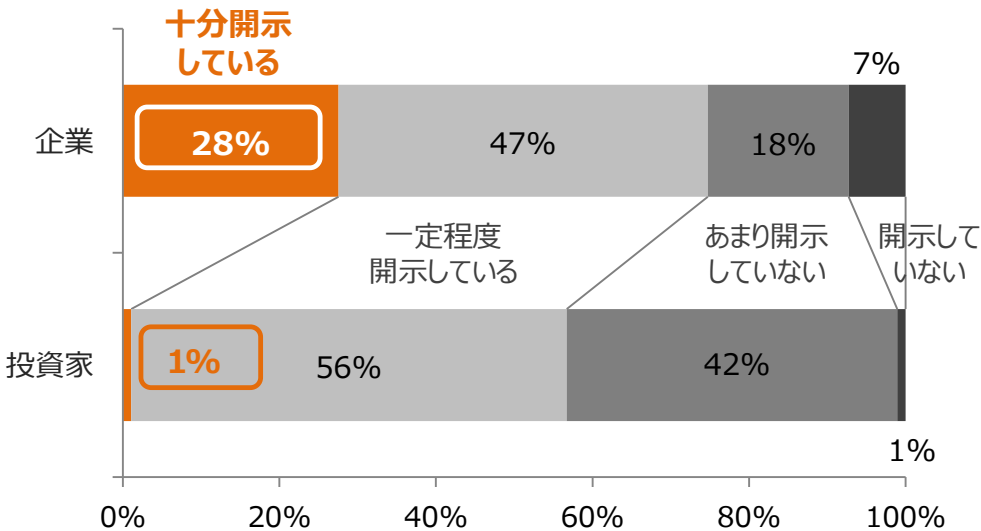


統合報告書等を通じたESG取組の情報開示充実

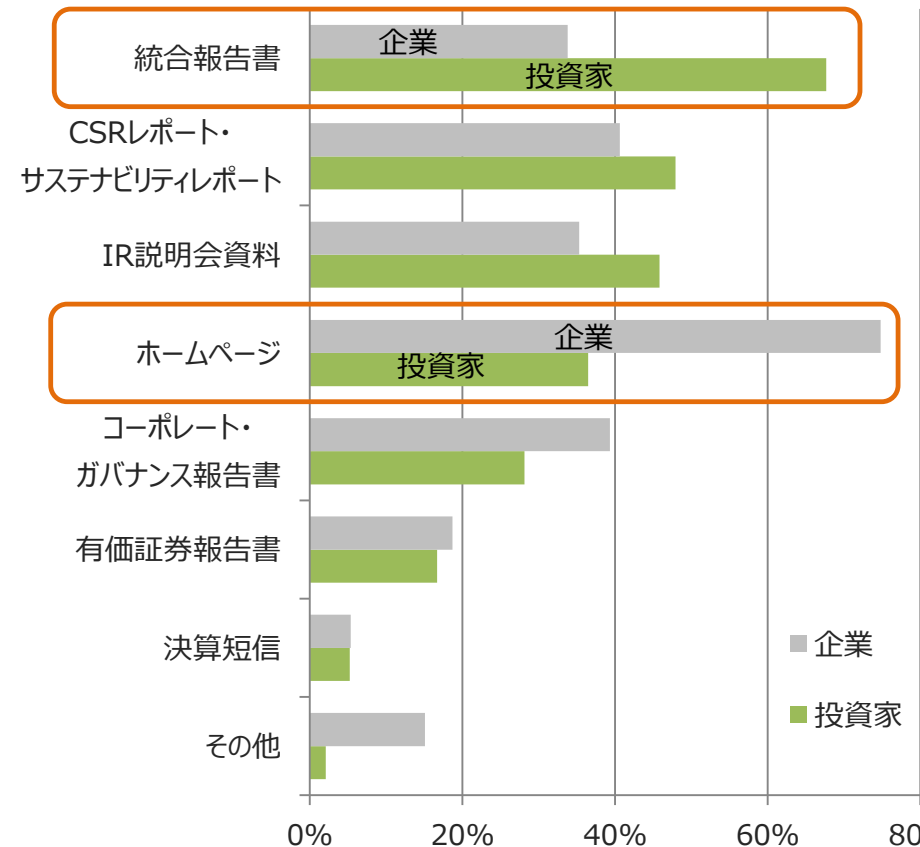
- ESG取組の情報開示について、企業の約30%が十分であると認識している一方、十分と認識している投資家は少ない。
- 開示媒体について企業はホームページで開示している場合が多いが、投資家は「統合報告書」での開示を求めている。

提言⑧ ホームページに加え、統合報告書等を通じたESG情報の開示充実

【企業／投資家向け】 ESGへの取組に関する情報開示は十分と考えるか（1つのみ）



【企業／投資家向け】 ESG取組について情報開示している媒体（複数）／企業がESG取組を開示する媒体として望ましいもの（3つまで）

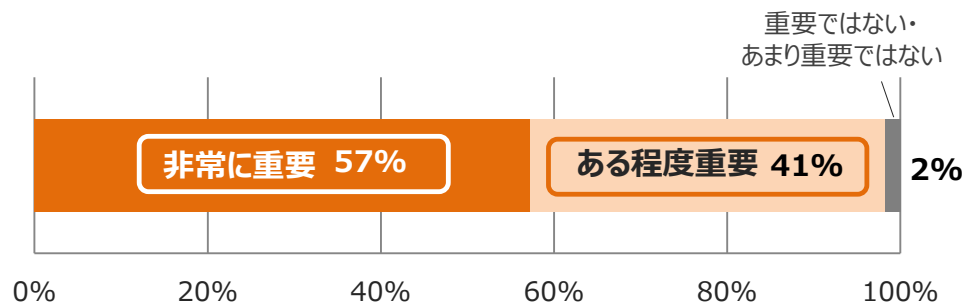


ESG取組の中期経営計画への組込

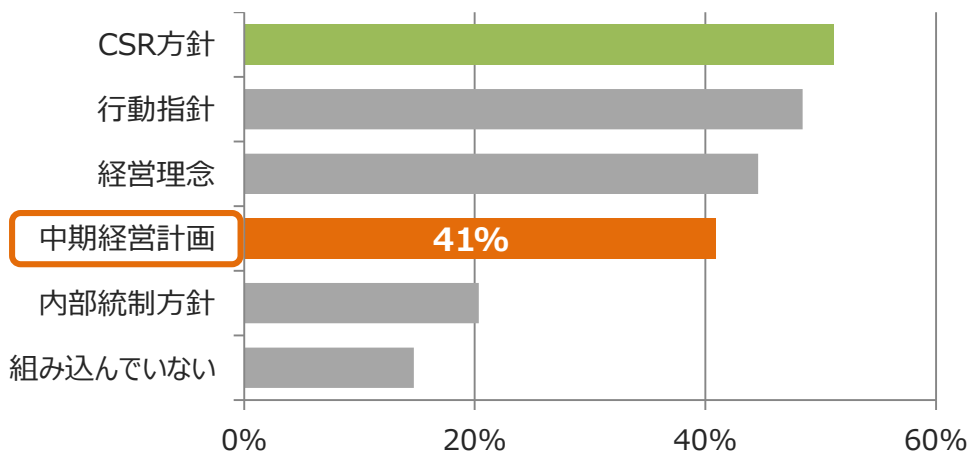
- 98%の企業が、経営にとってESG取組が重要だと認識する一方、中期経営計画に組み込む企業は約40%に留まり、CSR方針に組み込む企業が最も多い。
- ESG投融资を社会貢献と捉える投資家は2%に留まり、65%の投資家は投資収益向上を目指していることから、投資家は企業に対し、企業価値向上に繋がるESG取組の実施を求めていると考えられる。

提言⑨ ESG取組を中期経営計画へ組み込むなど経営レベルでのコミットを強め、中長期的な企業価値向上に繋げる

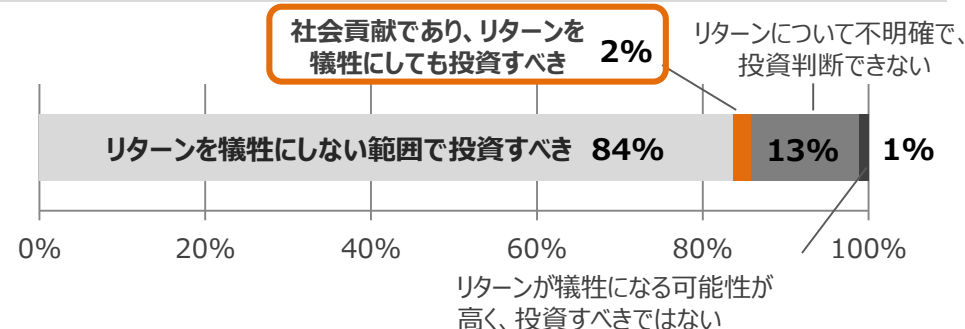
【企業向け】経営にとって、ESG取組が重要かどうか（1つのみ）



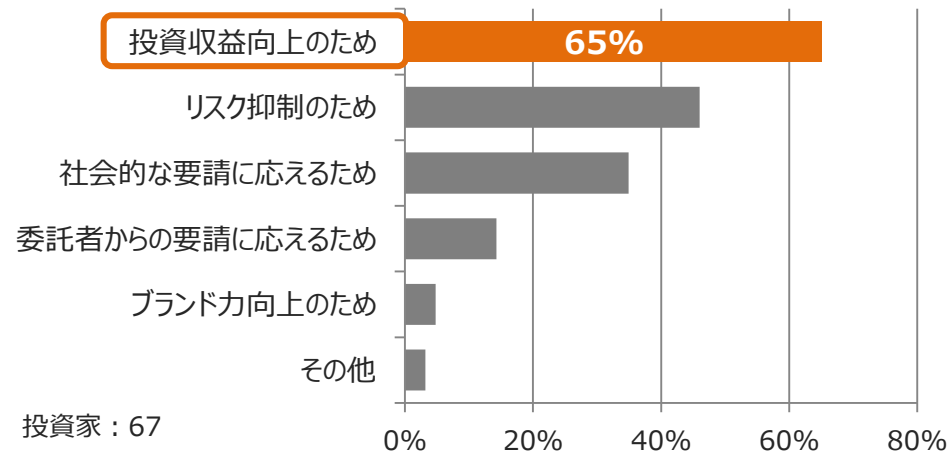
【企業向け】ESG取組をいずれの経営方針に組み込んでいるか（複数）



【投資家向け】ESG投融资スタンス（1つのみ）



【投資家向け】ESG投融资の目的について（2つまで）

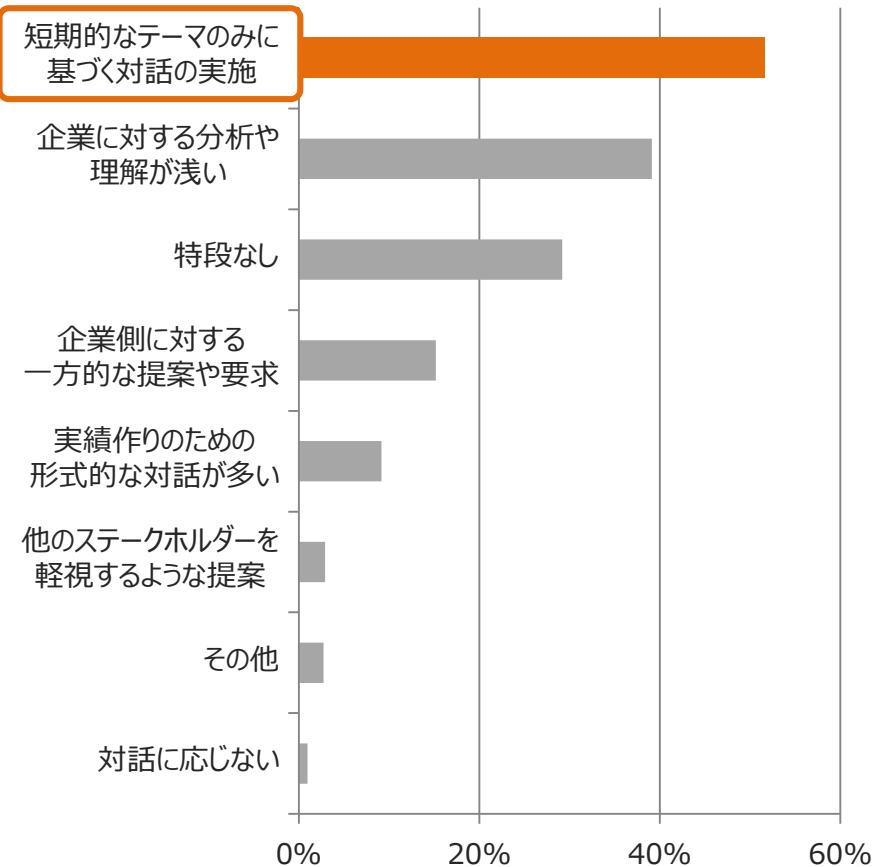


ESG課題解決に向けた中長期視点での対話推進

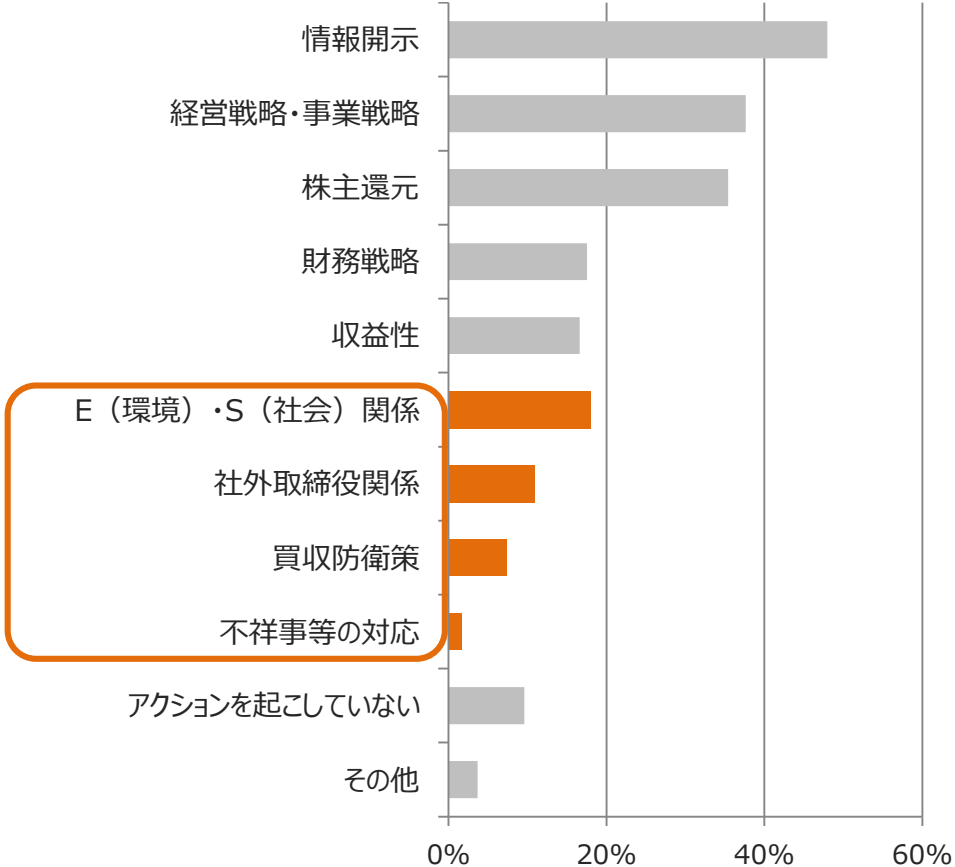
- 約半数の企業は、投資家の「短期的なテーマのみに基づく対話」が課題だと捉えている。
- 企業は、情報開示、経営戦略等のテーマについては、投資家との対話を取組改善の参考としている一方、ESG関連のテーマに関しては、投資家との対話をあまり参考とはしていない。

提言⑩ 短期的なテーマだけでなく、ESG課題解決に向けた中長期視点での対話の推進

【企業向け】対話における投資家の課題（3つ）



【企業向け】（複数）対話を踏まえてアクションを取った／改善策の参考とした点

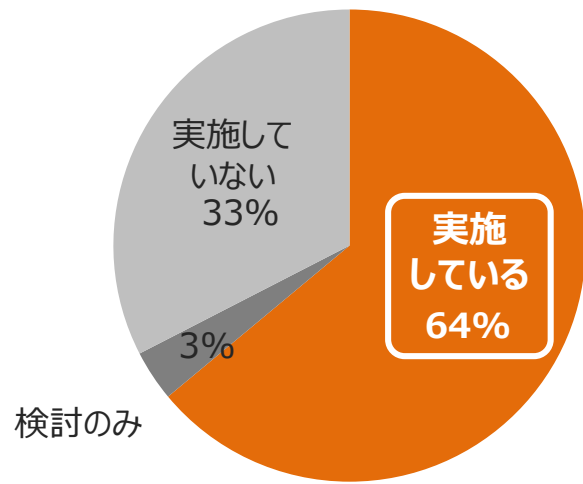


ESG投融資方針の策定等の態勢整備

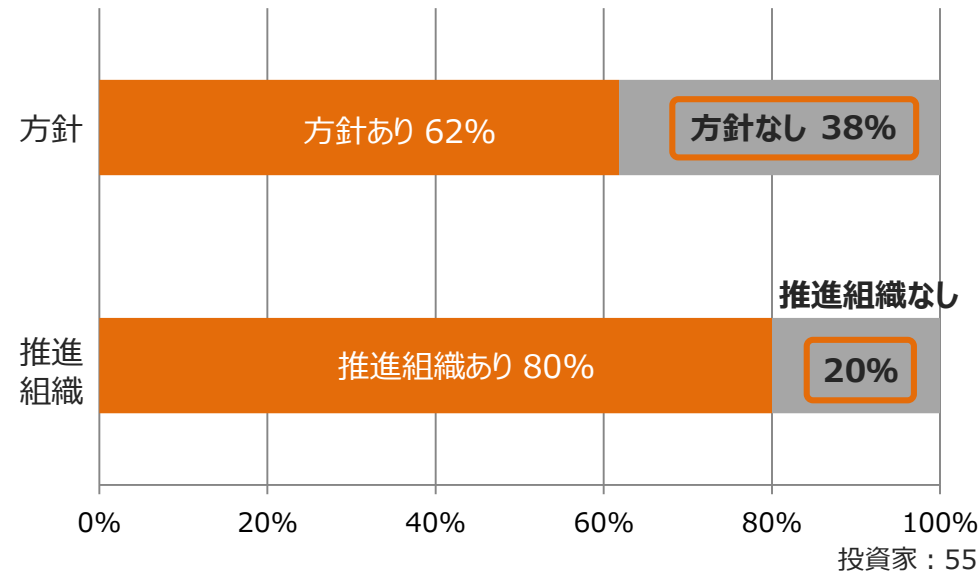
- 投資家の約65%がESG投融資を実施しているが、そのうち20～38%が方針策定等の態勢整備が進んでいない状況。
- PRIが署名機関に対し、方針策定を最低履行要件にしていることも踏まえ、ESG投融資推進に向けた態勢整備が必要。

提言⑪ ESG投融資の持続的なレベルアップに向けた、方針の策定や推進態勢の整備

【投資家向け】ESG投融資を実施しているか（1つのみ）



【投資家向け】ESG投融資方針策定と推進組織の設置状況
(※) ESG投融資を実施している投資家が分母



(参考) PRIの最低履行要件

- ESG投融資方針の設定
- ESG投融資を実施する担当者の設置
- ESG投融資の実施に対する上層部のコミットメントと説明責任の明確化

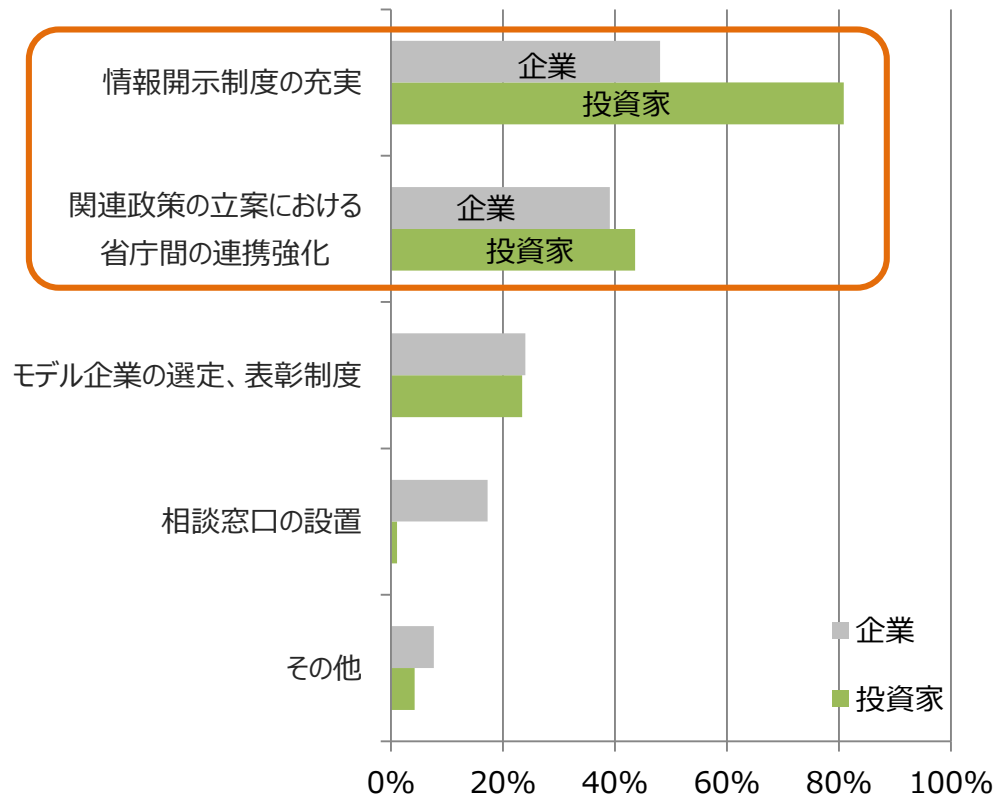
省庁横断的なESG取組促進策の打ち出し

- 企業のESG取組や投資家のESG投融資を推進するために行政に期待することとして、企業・投資家共に「情報開示制度の充実」と、「関連政策の立案における省庁間の連携」を期待。
- 現在、ESG促進に向けた政府の会議体やガイドライン等は、所管省庁ごとに複数存在。

提言⑫

ESG情報の開示・ESG投融資の更なる促進に向けた、省庁横断的な政策の打ち出し

【企業／投資家向け】ESG取組（企業）・ESG投融資（投資家）を推進するにあたって行政に期待すること（2つまで）



（参考）ESG取組促進にむけた政府の会議体・ガイドライン

所管省庁	ESG取組促進に向けた会議体
環境省	ESG金融懇談会
	ESG金融ハイレベル・パネル
金融庁	スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議
経産省	統合報告・ESG対話フォーラム
	SDGs経営／ESG投資研究会
	TCFD研究会

所管省庁	ESG取組促進に向けたガイドライン
金融庁	投資家と企業の対話ガイドライン
経産省	価値協創ガイダンス
	TCFDガイダンス

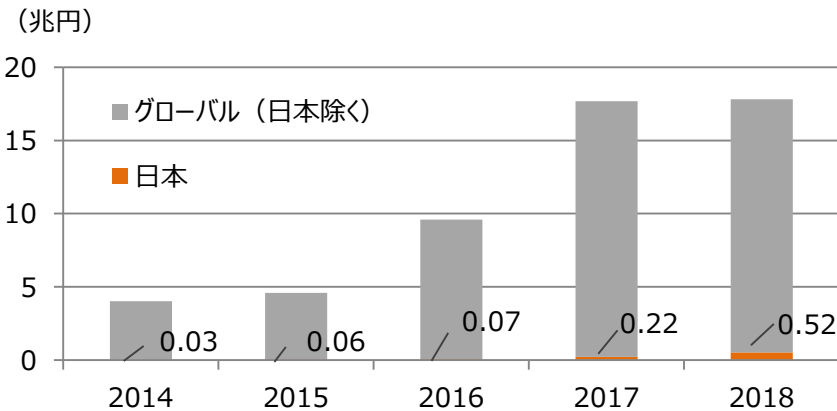
グリーンボンド等の発行促進に向けた支援策

- パリ協定の目標達成のために2030年までに世界で毎年1.5兆円の投資が必要*であると言われており、日本政府も普及促進策を打ち出しているものの、日本のグリーンボンド市場規模は未だ小さい。
（*国連気候変動枠組条約事務局より）
- グリーンボンド等*の発行促進に向けては、企業・投資家の多くが「認知度・信頼性の確保」や「税制優遇や利子補給などの支援制度の充実」が必要であると考えている。
（*日本証券業協会では、グリーンボンド、ソーシャルボンド等を総称し「SDGs債」と呼称）

提言⑬

グリーンボンド等の発行促進に向けた、市場での認知度向上や税制優遇等の支援策

（参考）グリーンボンド発行総額の推移



（出所）グリーンボンド発行促進プラットフォーム（注） 1ドル＝110円で換算

（参考）政府によるグリーンボンド促進策

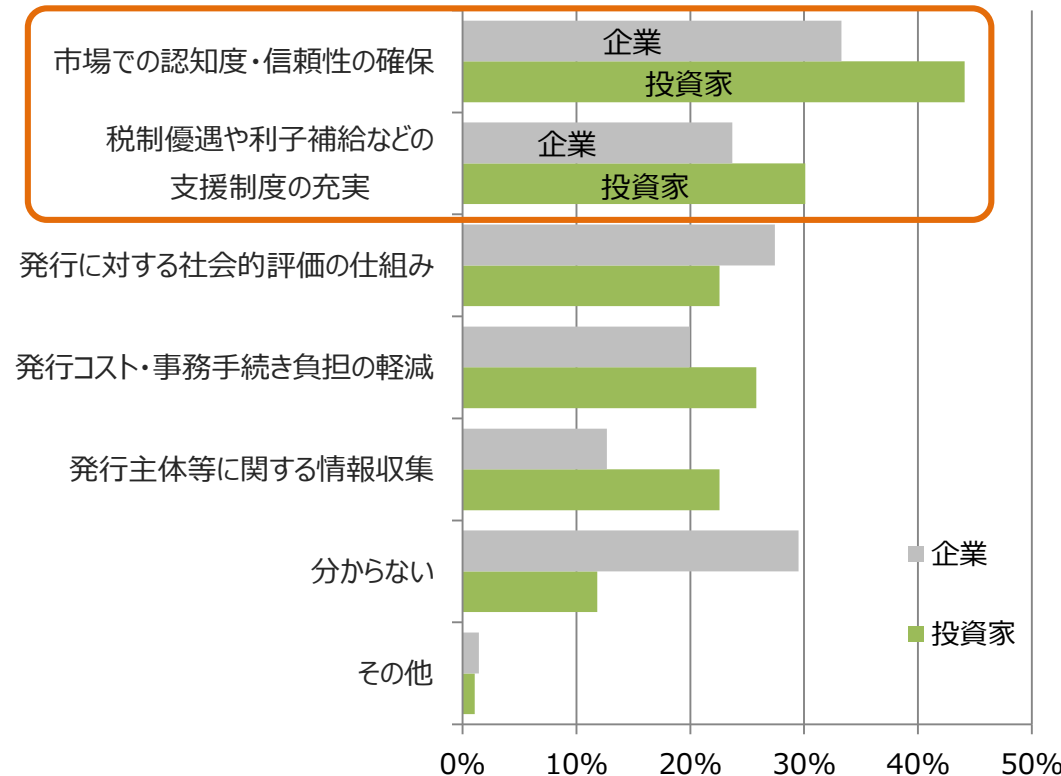
グリーンボンドガイドライン（2017/3公表）

グリーンボンド発行に際し求められる要件を規定（調達資金の管理、外部評価の取得等）

グリーンボンド発行促進体制整備支援事業

グリーンボンド発行企業に対して、発行支援コストを支援（外部評価費用、コンサル費用等）

【企業／投資家向け】グリーンボンド、ソーシャルボンド等の発行を促進するために必要なこと（2つまで）



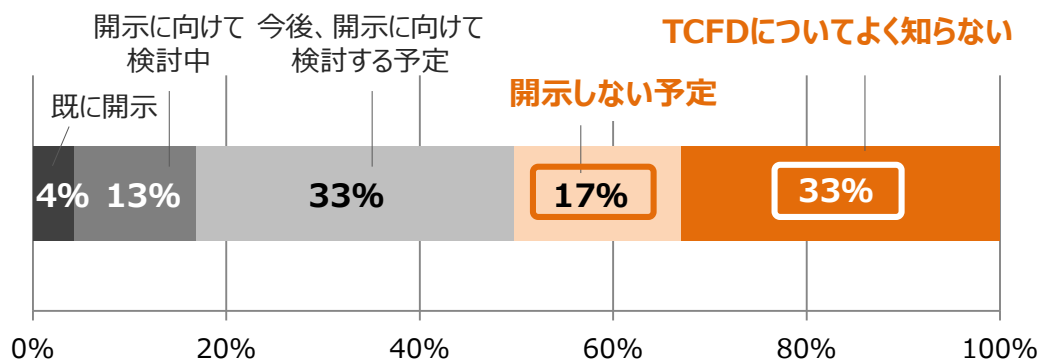
気候変動関連の情報開示の理解促進に向けた政策的後押し

- パリ協定等の国際的な議論を踏まえると、気候変動への対応は社会全体にとって重要な課題となっている。
- TCFDは、気候変動関連の情報開示を推奨しており、日本も各省庁がTCFDに賛同表明するなど対応を進めている。
- 一方で、企業・投資家の約30%はTCFDについて「よく知らない」と回答し、気候変動関連の情報を開示しない／情報を活用しないとする企業・投資家も一定割合存在。

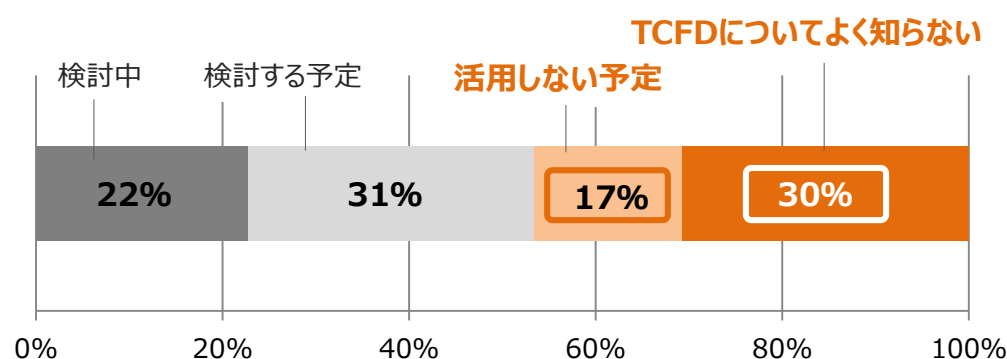
提言⑭ 気候変動関連の情報開示の理解促進に向けた、ベストプラクティスの共有等の政策的後押し

【企業向け】

TCFDに基づく気候変動関連情報の開示を検討しているか（1つのみ）



【投資家向け】企業評価や対話活動において、TCFDに基づく気候変動関連情報の開示を活用することを検討しているか（1つのみ）



（参考）パリ協定

- 2015/12に採択された気候変動対策のための国際的な枠組み
⇒ 地球温暖化を産業革命以前との比較で2℃を下回る水準に抑えることを目指す

（参考）TCFD（気候変動関連財務情報開示タスクフォース）

- G20財務大臣・中央銀行総裁の要請を受け、金融安定理事会（FSB）が傘下に設置したタスクフォース
- 2017/6に、気候変動が企業財務にもたらす「機会」と「リスク」の開示を推奨する提言を公表